

第百五十一回国 参議院農林水産委員会會議録第二十三号

平成十三年六月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十二日

補欠選任

久野 恒一君 井上 吉夫君

山下 栄一君 松 あさら君

六月二十五日

補欠選任

大野つや子君 森田 次夫君

齊藤 滋宣君 日出 英輔君

木俣 佳丈君 小川 勝也君

峰崎 直樹君 羽田雄一郎君

松 あさら君 山下 栄一君

富樫 練三君 笠井 亮君

六月二十六日

補欠選任

森田 次夫君 加納 時男君

羽田雄一郎君 木俣 佳丈君

出席者は左のとおり。

委員長 太田 豊秋君  
理事 岸 宏一君  
森下 博之君  
郡司 彰君  
谷林 正昭君  
岩永 浩美君  
加納 時男君  
田中 直紀君  
日出 英輔君  
森田 次夫君  
小川 勝也君

委員

補欠選任 加納 時男君  
木俣 佳丈君

山下 栄一君  
渡辺 孝男君  
笠井 亮君  
須藤美也子君  
谷本 巍君  
岩本 莊太君

國務大臣

農林水産大臣 武部 勤君

副大臣

農林水産副大臣 田中 直紀君

事務局側

農林水産副大臣 田中 直紀君

常任委員会専門員 山田 榮司君

政府参考人 文科科学大臣官 田中杜一郎君

房審議官 林野庁長官 中須 勇雄君

林野庁長官 中須 勇雄君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○林業基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
去る二十二日、久野恒一君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君が選任されました。  
また、昨二十五日、木俣佳丈君、峰崎直樹君、富樫練三君、齊藤滋宣君及び大野つや子さんが委員を辞任され、その補欠として小川勝也君、羽田

雄一郎君、笠井亮君、日出英輔君及び森田次夫君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。  
林業基本法の一部を改正する法律案、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、本日の委員会に林野庁長官中須勇雄君及び文科科学大臣官房審議官田中杜一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 林業基本法の一部を改正する法律案、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○岸宏一君 大臣、おはようございます。副大臣、それから林野庁長官、御苦労さまでございます。

特に大臣にありましては、今国会は大変な法律がたくさんありまして、特に今週、先週あたりからはもう衆参両院を駆け持ちで走り回られて、しかも非常に熱意のある御答弁、本当に御苦労さまでございます。心から敬意を申し上げます。

また、林野庁長官には、アクシデントで大変でございます。にもかかわらず、車いすで御出席をさせていただいて、非常に丁寧な御答弁、本当に感謝を申し上げる次第であります。きょうもひとつ

よろしくお願いいたします。長官、少し早口なようですから、ゆっくりしゃべってください。

さて、大臣、最初の質問は、基本法に係る問題じゃないのでございまして、一つお聞きしたいんですが、小泉内閣の目玉ともいえるべき「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」、これにつきまして、聞きますところによりますと、どうも農林関係の方針が入っていないじゃないかということ、大臣がみずから総理に直接、ねじ込んだと言っている方が悪いかと思

います。直接お会いして御提案なさって、その結果として、我々農林水産にかかわっている者にとりましては大変うれしい結果がこの基本方針の中に盛り込まれた、こういうふうな経過を聞いております。

まず、そのところを取り出したものがございますのでちょっと申し上げてみたいと思いが、一つは、「構造改革のための七つの改革プログラム」、その中の「生活維新プログラム」というんですか、そこに「国民に安全(人の生命、健康に関わる良質な環境や食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土)」云々と、この点がまず一つ。我々、これは恐らく大臣が申し上げたものだというふうにお聞きしております。

それから、六番の「地方自立・活性化プログラム」の中にあえてこういうふうに乗せております。「意欲と能力のある経営体に施策を集中することなどにより、食料自給率の向上等に向け、農林水産業の構造改革を推進する。また、地方の活性化のために、都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を通じ「美しい日本」の維持、創造を図ることが重要である。」と。これはまさに、大臣が常日ごろ申されているそのまま

方針に盛り込んでいただいた、こういうことでございます。

さらに、第二章におきましては、「硬直性の打破」、(3)ハードからソフトへの政策手段の「転換」というところで、これはちよつと気になるわけでございますけれども、「例えば、農業については、食料の安定供給、自然環境の保全等を目指した構造改革が喫緊の課題となっている。こうした農業政策の目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトしていくことが必要である。」との点につきましても、これは大臣が申されたことであるのかどうかはわかりませんが、この三点が載っております。

大臣がこれをこの方針に載せるよう努力された経緯、それとこの意義、さらに、来年度予算というところがこの方針というのは当然かわつてくるわけでございますから、そういう点についてどのように対応を考えられておられるかということについてひととお話をいただきたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(武部勤君) まず最初に、太田委員長を初め農林水産委員会の諸先生に、極めて厳しい日程の中、農林水産省関係の法案について精力的な御審議を賜りまして、このたびも、林業基本法外二法につきましても、大変御無理な日程の中で御協力をいただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

また、今、岸先生から御指摘ございましたように、経済財政諮問会議の当初示された項目を見ますと、私どもも啞然とした次第でありまして、これではいけないということで、総理の所信表明の、自給率の向上と循環型社会の実現に向けて農林水産業の構造改革と農山漁村の新しい可能性を切り開いていくという、総理みずからが国民の前にメッセージとして送ったこのことの裏づけをきちつと経済財政諮問会議で明示すべきだということとを、私も経済財政諮問会議の臨時議員でありまして、私どもも機会あることにそういうことをお

話させていただきます。

その中で、今先生がお示しになりましたヒューマンセキリティという点につきましましては、当初の案ではまだ水は入っておりませんでしたが、先生が読み上げたところの案文では水ということが入っておりますが、水もしつかり入りまして、環境や水、食料の確保など、ヒューマンセキリティについて明記された次第でございます。

さらに、「地方自立・活性化プログラム」という部分で、私どもがお示しいたしました食料の自給率の問題、また農林水産業の構造改革の問題、さらには今後の農山漁村の新しい可能性ということについて、都市と農山漁村の共生と対流ということを通じて、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保を図る、そして結果とさちつと示されたということは、これは先生方の御支援によるものでありまして、大変ありがたいと思っております。

この委員会でも私しばしばお話しさせていただきましたが、私どもの仕事というのは、自然の恵みに感謝し、自然の脅威を恐れるという謙虚な気持ちというものを原点にいたしまして、森と湖は命のふるさとであり、美しい山々、美しい海や川、美しい町並み、美しい空間、そして美しい田園、美しい心、美しい言葉とか、二十一世紀に目指すべき日本の方向というのは、一言で言うならば美しい日本ということではないかということにさせていただきました。

よもや「美しい日本」という言葉がそのまま入るとは、正直申し上げまして、私はそこまでは考えていなかったものでありますけれども、このことが明記されたということは、農林水産省といたしましては、私がお示しました食料の安定供給と美しい国づくりに向けてというようなことで、今後の我々の使命とかあるいは課題ということについて、そういう方向づけを目指して努力していこ

うということに対しましても非常に勇気づけられることでございます。

ただ、先生がいみじくも御指摘になりました公共事業の問題でございますが、このことにつきましても私ども、循環型社会の構築に向けて、従来の公共事業ということから自然共生型の公共事業といえますか、環境修復、改良、創造といったような、環境に配慮したそういった進め方に大きく転換していこうということも、この委員会でもお示しさせていただいておるわけでございまして、同時に、今度の財政諮問会議で方向づけられている一つは地方分権ということが色濃く出ております。したがって、新しい村づくりといえますか、農山漁村の構築につきましても、これはやっぱり地方と一体となって進めていくというように考え方が底流にあると、このように思っております。

したがって、単に「公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトしていくことが必要である」、こういうふうに表示されておりますが、正確には、従来の公共事業から新たな公共事業や公共事業以外への政策手段と、さまざま政策手段を駆使して我々の農林水産業の構造改革や農山漁村の新しい可能性というものを展望していくべきだということでございます。この点につきましても、正直申し上げますと、我々少しこだわりました。

「必要である」という断定的なことではなくて、そういうシフトをしていくことについての検討をすべきではないかというように強く主張したわけでございますが、最終案はこういうようなことになっておるわけでございますが、しかしこれは決して政策の後退ではありませんで、我々としても、今までの考え方というのから新たな観点で農林水産行政というもの、あるいは農林水産にかかわる公共事業なども検討していかねばならないと、かように考えている次第でございます。御理解と御協力をさらにお願ひ申し上げます。

○岸宏一君 御努力に心から敬意を表するわけでございますが、私も参議院の選挙が近いということで地元に戻るわけでございます。地元に戻りますという、必ず出てくる問題がこの諮問会議の内容等でございます。

大臣もあるいは御承知かもしれませんが、山形県は自民党の予備選で小泉総理の得票率が全国で一番なんです。ですから、小泉総理に対する期待も高い、それから小泉総理の改革に共感と期待を寄せている、こういう面は非常に多うございまして、やはり中央と地方の対決というふうな形にならないように、例えば道路特定財源の問題でございまして、あるいは公共事業の問題、それから交付税の問題、さまざま考えてみますと、どうも地方にしわ寄せが来るのではないかと、どうも地方に工業出荷額等の少ない我々の地方では心配される向きが非常に多いわけでございます。

そんな中で、この諮問会議のペーパーに農林水産業のことが載つたということ自体、これはそういうものを解消させるというまいしよいか、やや安心させる大きな力になっておる。特に、この難しいペーパーの中に「美しい日本」、こういう文言が載つているということは本当に何かほつとさせるような気がいたしておりまして、多くの皆さんもそのように感じたというふうな思っております。

そこで、大臣、そういうことを考えてみますと、小泉内閣の改革を国民の理解をいただきながら進めていく上でのいろいろな問題が多い。地方の皆さんを納得させるという点、共感を持つていただくという点、そのために果たす農林省の役割という点、農林水産大臣の役割は、考えてみますと、こういうものを見るにつけて非常に大きいというふうな気がしてならないのであります。

時あたかも、新しい農業基本法ができ、それから水産基本法ができ、そして今、林業基本法がで



私ども、そういう意味で、林業基本法の制定というの、ある意味ではスタートラインに立ったと、こういうことだと。これから具体的に個々の分野、個々の政策において、日本の林業がしっかりとした基盤を持って活動がなされるように数々の手だてを打っていかねばならない、そういうふうな考えているわけでありませう。

〔委員長退席、理事森下博之君着席〕

法律の仕組みとしては、御承知のとおり、この新しい基本法では森林・林業基本計画というものを政府が定めることというふうになされております。私ども、この新しい基本法が成立した段階で、さまざまな角度から議論を行った上で、将来の数値目標を含めて、十年先、二十年先あるいは五十年先と、精粗それぞれあるわけでありませうが、その段階における日本の森林の姿、林業の姿というものを描いた上で、そのためには何をしなければならぬかということで、具体的な施策をその基本計画の中で明らかにしていく。

それと同時に、それを逐次具体化をしていく。もちろんその一部は、今回の法律改正にも、ほかの、林野三法ということをお願いしておりますが、他の法律改正にも含まれておりますし、来年度予算においてどういう手だてを講ずるかということもその第一歩でありますし、もうちょっと言えば、既に十三年度予算の段階からかなりのことを我々手がけているわけでありまして、そういうような形で具体的な個々の分野の政策についてはこれから先、逐次強化を図って、我が国の林業の健全な発展というものが確保されるような基盤づくり、支援体制づくりということに努めていきたいと、こういうふうな思っております。

○岸宏一君 非常にわかりやすく説明していただいて大変結構だと思いますが、さてそれでは、個々の具体的な施策というものについてはこれからそれぞれ予算とかあるいはいろいろな計画にのせていくということは、これは十分わかりませうけれども、まず一つは、望ましい健全な林業、こういうものはどんなものなのかというイメージ

を、これはやっぱり国民あるいは林業者ともに共有する必要があると思ふんですね。これがなければなかなか具体的な方策というのは出てこないと思ふんですね。

そこで、そういう面でも林野庁として、この法律から考えてどのようなものをして望ましい林業経営というふうなんでしょうか、そういうことについてそのイメージをひとつ語っていただきたい。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいまお話しのような具体的なイメージという意味で、なかなか今の段階で私、十分な御説明をすることは難しいわけでありませうが、基本的には、新しい基本法の十九条で、望ましい林業構造の確立ということ、林業の健全な発展の一番の基礎になります林業構造を、将来の林業構造をどういうふうなイメージにかかるとか、この十九条で述べられているわけでありませう。

このもちろん背景といたしましては、ただいま岸先生からお話ございました木材価格の低下であるとか林業経営コストの増大、こういうことによつて林業の採算性が大変悪化している状況にある。当然、そのことによりまして林業の経営意欲というものが低下しているわけでありませう。

ただ、そういう全般的な状況の中においても、効率的な施策を実施する、あるいは品質のすぐれた木材を生産する、こういう形で林業所得をかなりの程度確保している林家もかなり見られる。当然数は限定されているわけですが、そういう努力をされて成果を上げていく林家がある。また一方、個別には大変森林所有面積が小さいわけ、一人一人ではなかなか林業生産活動ができません。そういうものをいわず取りまとして、経営なり林業の受託ということで活発な林業生産活動を行っている林業事業者、こういうものが現在でもかなりの程度見られていくわけでありませう。

したがって、今後の方向として、経営規模の拡大とか生産方式の合理化等の施策を講じることによつて効率的、安定的な林業経営体になつてい

く、あるいは林業事業者として仕事ができる、そういうような経営を育成確保する、こういう方々に施策や経営を集約していく。具体的には林業の受託なり経営の受託ということでございます。ところが、そういうところに施策を集中していつて、国内の林業生産活動の相当部分、こういうふうな部分に言っているわけでありまして、五〇%を超えるような部分がそういう方々によつて担われる、そういう構造を確立していく必要がある、これが基本的な考え方だろうというふうな思ふわけでありませう。

その場合、林業経営という意味でどのようなイメージを描くかということについては、これから先、我々もいろいろ各方面と議論をしながらそういう将来像というものをできるだけ明らかにする努力をしていきたいと思ふますが、やはり我が国の林業も地域によつてさまざまございませう。一律に何ヘクタールあればうまくいくとか、どういいう労働力であればうまくいくとか、必ずしも一概に言えない例がございませう。

例えば、私も承知している例では、わずか二十六ヘクタールの山林しか持っておられない、これも愛知県の林家でございませうが、経営主一人一年約二百二十日の施業を行つて、この場合には他の森林所有者の施業を受託をする。大体この方の場合、十ヘクタールの施業受託を行つて五百万近い林業所得を上げておられます。例えはこういうふうな、小規模だけれどもしっかりと、何といいましうか、手入れを十分することによつて良質の木材を生産し、立派な所得を上げておられる、こういう方もおられます。他方では、百ヘクタールを超えるような人工林で、複層林とか集約林という形で、これも付加価値の高いあるいは生産性の高い経営を行うことによつて一千万を超える所得を上げておられる。この場合も、基本的には自家労働、あと、年間二百人日の雇用労働を使つて、これは新潟県の林家でございませうが、成果を上げておられる、そういうふうな例もございませう。

す。ですから、地域によつて差がございませうので、一律にイメージで示すということは難しいわけでありませうが、こういうさまざまな努力をしている林家を育てていく、こういう観点に立つて、そういう林家の育成と、もう一つ、個別林家ではなかなか施業が完結し得ない、そういうものをまとめて施業を行つていく林業経営体の育成を図っていく、その両面によりまして望ましい林業構造を確立していきたい、こういうふうな考えております。

○岸宏一君 大体わかりました。

さて、具体的な問題に入りたいと思ふんですけども、今、我が国の林産資源というものは、非常に立派な世界にも誇る山を持つていて、森林を持つておる。何か年間の蓄積の増加量というものは八千万立米あるんですか。八千万立米増加しているにもかかわらず、国産材として使われている量というのは二千万立米くらいですか。そういうこと、だんだん蓄積量がふえていく、単純に言えばそういうことになるわけですね。そういう状況であるから材価が低迷するということになると思ふんですね。

そういうことを考えますと、何とかコストを下げて供給する力をつけるといふことでございませうか、そういう施策を講じないとなかなか難しいだろうと思ふんですが、しかし、このごろどうも外材と国産材の間の価格差というのが小さくなつてきているんじゃないかと思ふ。ちょっとこの辺、だれか専門的にわかる人から、今どういふものか、ちょっとそれを聞かせてもらいたいんですが。

○政府参考人(中須勇雄君) 基本的に、先ほど申しましたように、我が国の木材市場という木材需要構造全体の中で外材が八割を占め、国産材が二割弱になつていて、こういう状況でございませうから、価格形成の主導権というのか、やはりそれが外材によつて規定される部分が大い、こういうことは否めない事実だろうと思ふます。そういう意味におきまして、輸入されてくる外

材価格というものに、我が国の国産材価格が、同等の品質、同等の性能を持ったものにおいてやっばりさや寄せられていく、これは事実でございまして、そのことが現在の木材価格低下のかなりの要因の一つになつていふふうには私も認識をしております。

現在、杉の中丸太の価格で立米当たり一万七千円とか一万八千円、そういうような価格でございまして、これは、その搬出経費なり伐採経費といふことを考えれば、いわゆる立木価格では数千円といふような価格になつてくる。それは、先ほど申しましたような、やはり外材価格といふものにかんがりの程度規定されて、そのような価格になつていふことだと思つて、ただ、最近特に象徴的にあらわれておりますのは、例えば杉と米ツガといふふうなものを比べた場合でも、かえつて一部国産の杉の方が安いといふふうな局面が出ていふ。

これは何かといふことでいろいろ調べますと、やはり品質の面で、特に最近、御承知のとおりに昨年からの住宅の品質確保法といふものが施行されました、やはりしっかりと乾燥されて品質、性能がしっかりとされた木材といふものが施工主にとつてもあるいは需要者にとつても好まれる。こういうことの中で、十分乾燥されていない我が国の杉の価格といふのは、安い外材よりもさらに競争条件が不利になつて低下をしていふ。こういうことまであらわれている状況だといふふうには認識をしております。

そのために、我々、価格面で競争するといふ以前の話として、やはりしっかりとした品質、需要者の要望に合ったといふんでは、特に現在では、品質、性能がはつきりした木材がある程度の量をまとまつて供給するといふことをしっかりとやつていくことが不可欠だと思つております。

そういう意味におきまして、一つは乾燥材の供給体制を整備するといふことで、各種の補助事業、リース事業等によつて乾燥施設の整備を早急に進めるといふことに取り組むと同時に、各流域

ごとに拠点となるような出荷施設あるいは加工・流通施設と申しましようか、そういうものを整備して、一定程度のまとまつたロットで消費地に供給できる体制をつくつていくとか、そういうようなことにしつかりと取り組まなければならぬのではないかと、こういうふうなことを、抽象的に言へば、木材産業の構造改革といふ形でもつて、太いパイプで消費地に品質、性能のすぐれた国産材を供給していくといふパイプをつくる、こういう気持ちで取り組んでいかなければならぬ、こういうふうな思つております。

○岸宏一君 確かに乾燥材の割合といふのはいまだにまだ低いんですよ。それで、林野庁でも今年度あたりから、乾燥施設に対する補助等について、共同でやるといふふうなことから何か一歩踏み出してリースをやる、そのリースに対する補助を出す、こういう施策を講じたといふ話を聞きましたが、これは大変いいことだと思つて、小さな町工場であつても乾燥材を扱えるような、そういうような施策をやつたり一層進めていく必要があるんだらう、こういうふうな思つております。

それから、コストの問題。それから、長官が言つていましたが、一定のロットをまとめて優良なものを出すといふことが大事だといふこと。これに関しては、木材産業たる製材工場が余り小さいものばかりでは困るんで、統合して再編していくといふ、たしかそういう流れであるかといふふうな思つて、たしかそういうことに對しても今後一層その施策を展開していく必要があるんじゃないか。

それから、構造改善といふ点から申しますれば、林道網ですね。金曜日に林業の速水さんが参考人として話をいたしました。速水さんといへば日本でも最先端を行く林業家でございます。その林業家の最先端を行く速水さんは、とにかく今は、生産したら補助金がなければ赤字だ、後から植えて育成する分を含めてやると赤字になるんだ、ですからコストを下げなきゃならぬといふこ

とをとおっしゃつていまして、林道網についても、作業道などに大分林野庁も力を入れて、広域的な林道よりも、もっと簡易にできる林道ですね、作業道といつたものの方がどうもコストを下げる上ではいいみたいなき印象が現場におりますとするわけでございます。

そんな意味から見て、地域地域に合った補助体系といふんでは、これをひとつやつぱり考へる必要があるんじゃないかといふことを思つて、後ほどこれに対する考えをお聞きしたい。

ついでに、行つたり来たりしてばらばらになつて申しわけありませんが、林業経営の上で大事な点は、植林をして、育林をして、間伐をして育てていくわけでございますけれども、地域によつて、例えば下刈りなんといふものは年数が違ふんです。例えば九州の方へ行きましたら、あれは四十年ぐらいで採採する可能性高いんで、伐採する率が。ところが、東北なんかへ行きますともう六十年以上ですよ。また、雪が降る場合は下刈りといふのを十年ぐらいやらなきゃいけないんですね、最低でも。それで今度除伐をやつて、間伐なんといふのは、五十年ぐらいになつてから間伐といふのをまだやるわけですよ。それで、山形県なんかでは五十年の間伐に対する補助金を出しているんで。

そんな意味で、地域に合った補助体系といふんでは、それから、本場に実際の林業家が使えるような、望んでいる補助体制といふんでは、木材産業の方々も同じでございますけれども、こういう点での構造改善、構造改革といふんで、こういうことも長官が言つたように非常に大事だと思つて、この辺はこれから大事だと思つていくつもりですか。

○政府参考人(中須勇雄君) まず最初に、路網整備に關してのお話でございますが、林業生産のコスト低減といふ中では、林内路網の整備といふのは極めて重要であります。そのことは同時に、機械化、機械を末端まで入れて作業するといふこと

とも結びつくわけでありまして、林内路網を整備し林業機械といふものを末端まで持つていけるようにする、あるいは、当然のことですが、集材・搬出コストの縮減を図る、そういう意味において、効率的な林業経営の展開のためには林内路網の整備は欠かせない課題だ、一番基礎になる課題だと、こういうふうな思つております。

現在、平成八年に閣議決定された森林資源に關する基本計画、これは旧基本法に基づく計画でございますが、これでは、おおむね四十年後に林内道路密度といふものをヘクタール当たり二十メートル。林内道路密度といふのは林道と公道を含めたものでございますが、ヘクタール当たり二十メートル。それから、作業道についてはヘクタール当たり三十メートル。こういうものを目標にして、これはもう全国一律、平均値でこういう数字でございまして、掲げてございます。これに對して、平成十一年度末現在では、民有林での林内道路密度がヘクタール当たり十五メートル、作業道密度が四・四メートル、こういうふうなことでございまして、特に作業道の密度はかなり目標に比べて低い、こういうふうな状況でございます。

このため、私も基本的には、林道につきましては林道整備といふような形での助成を行う、それから作業道につきましては、言うまでもなく、造林事業の中で作業道の開設といふものが補助対象のメニューに入つていけるわけでありまして、そういう形で、特に今緊急に進めなければいけない間伐の推進、こういうものとおわせまして、林内の路網の整備といふものに取り組みでいきたい、こういうふうな思つております。

〔理事森下博之君退席、委員長着席〕

先ほど申しました路網密度といふものの根拠といふのは、小型の運搬車とかトラクター、こういうものが集材をして可能な距離がどのくらいか。これはもちろん地形その他で変わるわけでありまして、五十メートルから百七、八十メートルまで、こういうような距離で小型運搬車なりトラ



いろいろ病院なんか回つてみますと、病院というところは本当に木材がないんです。ところが、木材には院内感染というんですか、MRSAとかいうんですか、何かちょっと忘れましてけれども、院内感染というのを防ぐ力があるんだ、殺菌力があるんだ。ですから、例えば木造の小学校とか学校ではインフルエンザが余りはやらないんだ、こういうこともあるわけでございます。

私も、山形県で県立中央病院をつくることになりました。ぜひ木材をいっぱい使つてくれ、これは言つたんですが、結構使われてはおりましたけれども、あれでもいい方なんでしょうかという、そういう感じで見ただけでございます。

そういう木材の持つているよさというものを、ぜひ大臣が率先いたしましてPRをお願いしたい。既にやつていらつしやることはよくわかります。それから、学校もよくなつてまいりました。今後もひとつぜひやつていただきたいなと思つてます。

私、ずっと今まで見てきまして、役所でいいますと国と各市町村はよくやつていっていると思つてます。この前、参考人で参りました高知県の橋原町長さんですか、中越町長さんは、橋原の木を使つて家を建てたら五十万円か何か出しているとか、そういう町村では結構努力をしているんです。

私も町長のころ、金山杉というのは結構有名なんです。調査室で出した主要論点にも森林法のくだりで金山林業と出ていますけれども、ちよつとだけ。そこにも、金山杉を使つて在来工法の住宅をつくつたら五十万補助を出しますよということを出している。今もやつていっていると思つてます。それは景観、大臣のおっしゃる美しい日本をつくるためでもあるわけですね。

そういうことで、市町村はよくやつていっている。しかし、どうも県知事の号令を余り聞いたことがないんです。ぜひ各県の知事に強く木材の活用について大臣から督励をしていただければさらに進むのではないかと、こういう気がいたしますが、今ま

で私が申し上げたことについて何かコメントがあれば、ひとつお願いしたいと思つてます。

○国務大臣(武部勤君) 岸先生の御体験も通じてさまざまな御提言がございました。

私も、党の部会などを通じて国産材の利用拡大についてもいろいろ議論に加つたわけでありまして、まず第一に感ずるのは、なかなか設計屋さん、建築設計家の木材に対する理解というものが余らないというふうにも聞いております。こういったことにも我々、積極的な働きかけをしていかなくちやいないなじゃないか。

それから、関係府省に対しても、国土交通省を初め、さらに強力に申し入れをしてまいりたいと思つてますし、都道府県段階について、確かにお話しのとおりだと、私はそういう印象を持っております。特に厚生労働省について、私もある町から頼まれて働きかけをしたことがあるんですが、そのときの返事はやつぱり耐用年数とかそういうことが問題だということを書いておりました。こういうことが都道府県の消極的な姿勢になつていんじゃないかと思つてます。やはり市町村というのは現場ですから、地域材の利用ということに対して、ありとあらゆる努力をしているだろうと思つてます。

しかし、公共施設になりますと、直接、厚生労働省だとか国土交通省だとかそういうところと話をしますと、かなり理解を示して、今後検討するということになる。そういう姿勢を示すんですけれども、都道府県というのは、中央省庁から示された従来の基準だとかそういうものに固執している面があるんじゃないか。言つてみれば、お役所仕事ということになつていんじゃないかと、かように思つて、今後、農林水産省としても、直接、都道府県の土木や教育関係部局に対して要請をしてまいりたいと思つてます。

また厚生労働省、病院の話もありましたけれども、病院もさることながら、さまざまな福祉施設、特別養護老人ホーム等につきましても、何かあれは基準では、私の記憶は確かでないかもしれ

ませんが、耐用年数六十年ということになつていんだそうですね。六十年なんて、今どき六十年なんかもたすところというのとはほとんどないんじゃないですかね。木造にしても集成材その他相当強化されていますから、その辺のところも厚生労働省や関係府省に対して再考を求めたいと思つてます。六十年でなきゃならないという、その基準。中には、ビルでも何でも、マンションでも百年という話もありますけれども、そういうふうなことを今先生からいろいろ御指摘、御指導がありましたので、精力的に関係府省にも働きかけてまいりたいと思つてます。

もう一つは、地域材の利用については地方財政措置ということが大事なんだろうと。こういったことにつきましても、農林水産省としても積極的に、先生の今の御指導にこたえまして、頑張りたいということをお願いいたします。

○岸宏一君 どうも恐縮でございます。大臣、美しい日本をつくるには国産材を使うことだと、国産材の利用が拡大することは美しい日本ができることだと、こういうキャッチフレーズで、全国を駆けめぐることになるでしょうけれども、その場合にはぜひその言葉を皆さんにひとつ言つていただければ大変ありがたいというふうに思つております。ありがとうございます。

さて、林野庁長官、もう一つ、私、林家から、どうしたら林業はよくなるんでしょうかと言つると、必ず言われることは税制の問題です。今、施業計画を持つている方々や、あるいは五分五乗の方式でしたか、そういう形で林業に対する税制はそれなりに優遇されている面もなしとはしません。しかし、問題は相続税でございます。林家にとつて相続税というのは大変な負担になつているようでございます。これは特に大規模な方々です。大規模な林家が林業をやつていけないようでは日本の林業はあり得ないわけですから、やはり相当の面積を持つた、たくさんという意味じゃなくして相当な面積を持つていらつしやる方々の林業がうまく持続、維持していただけるような、そ

う相続税制をつくらなきゃいけないと思つてます。ところが、今は三十年に一過ぐらいとどんどん相続税を払わなきゃいけなくなるんです。これではせっかく立派な山が、蓄積のある山が細分化され、破壊され、小規模化していく、それが実態なんです。

この回答は特に要りませんけれども、どうぞひとつ、私は、林野庁はあきらめないで相続税の対応をぜひやつてもらいたい。これをやること、やつぱり多面的機能を立派に果たす、林業が輝く一つの大きな柱ですよ。これを改革していけば、かなり林家が希望を持つて長期的な視点に立つた林業経営ができると思つてます。コメントがあれば結構です。どうですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 森林に関する相続税の問題につきましては、さまざまな議論がこれまでもございます。御承知のとおりでございますが、現状では一定の相続税の特例措置というものが設けられておりまして、一つは立木についての特例ということで、立木については評価額の八五%が課税価格とされる、一五%が割り引かれる、こういう特例がございます。

それから、もう一つは延納の特例でございます。これは、それぞれの場合場合によつて違つておりますが、延納期間というものも通常に比べて延びる、あるいは延納利率と税率というものが通常の場合に比べて軽減される、こういうような特例が二点目としてございます。

それから、三番目には、御承知のとおり、保安林等については相続税についての特別の評価が行われるということでございます。林地あるいは立木の通常の評価額から、いろいろ保安林ということを受ける伐採の制限の程度に応じまして三割から八割を控除できる、そういうものを控除したものが評価額となると、こういうような特例措置が現在設けられているわけでありまして、

しかし、岸先生御指摘のとおり、かねてから森林の相続税というのは、木を切る時期と相続の時





計を運営してきた歴史があります。いわゆる外材が国内に自由に入ってくるようになる前までは、それは企業会計としても成り立っておつたろうというふうには思つておられますし、非常に鼻息の荒い時代があった、そんな話も聞いておられます。

今、林業だけでなくて、さまざまな物資、あるいは製品、あるいは原材料が内外価格差の荒波にさらされていきます。ネギのセーフガードなんともうのも記憶に新しいところでありまして、例えば北海道における炭鉱が次々と閉山に追い込まれたのも、これは輸入炭の方が安い、そういう原因からだったと思つておられます。木材も今は輸入した方が安い。そして、昔は自分で木を植えて、大きくなつたら切り出して、そのときがたっぷり元が取れるという産業であつたのが、今は残念ながらそういう産業ではありません。

そして、今まさに木材産業だけにとらわれているのかという本質的な問題に当たつてまいりました。言うまでもなく、環境の面から、国土保全の面から、さまざまな多面的機能を有する森林を単なる産業としてとらえるべきではないという意見が大方の意見になつてまいりました。今回の法律は、完璧とは言ひ切れないまでも、その公益的な面をより重視しようという方向性に賛成をさせていたいただきながら、幾つかの質問をさせていただきます。

さて、先ほど申し上げました企業会計の分野であります。かつてはこれは理論が成り立つ制度だつたと思つておられます。しかしながら、まるつきり競争力のない国内の木材産業として企業会計との相関関係、これを考えたときに、思い切つて、私は、国土保全あるいは環境の面からというのを主体的にとらえた方がいいのではないかと考える者の一人でありまして、ですから、木材を産出した益で運営するというのは理にかなつてはいないのではないか、こんなことを思つておられる者の一人でもございます。

ぜひとも、この機会でありまして、今に至つても国有林野が特別会計、企業会計であることの

妥当性、この御認識をお伺いしておきたいと思つておられます。

○国務大臣(武部勤君) 国有林野事業におきましては、平成十年に制定されました国有林野事業改革関連二法に基づきまして、管理、経営の方針を公益的機能の発揮を基本とするものに転換いたしました。また同時に、独立採算を前提とする特別会計から、一般会計の繰り入れを前提とする特別会計制度へ移行したことは先生御案内のとおりだと思つておられます。

現在、先生御指摘のような材価が低迷しているというときに、収入の確保や、簡素で効率的な事業実施体制の整備等の収支両面にわたる努力を通じて財務の健全化を図つておられるところでございますが、これは大変なことでございます。しかし、引き続き新たな特別会計制度のもとで、一般会計から必要な経費の繰り入れを受けつつ、国有林野事業の適切な運営に努めてまいりたいと思つておられます。

○小川勝也君 公益的な面を強調すると言ひ方を私はさせていただきます。国有林野であれ国民有林であれ、この森林の恩恵を受けていない国民は一人たりともいません。そういう面から考えて、私たちのかけがえのない生活環境を保持する役割を持つておられる森林、国民の皆さんの負担でこれを何とかいい形にしていくというのは、政治の中で最も妥当性のある考え方だと私は考えておられます。

平成十年のときの改革には私は実は反対でございました。そのツケを林野の会計自体に残すというのはいかか罰則を残したような感じで、非常に心苦しいものがございます。未来に向けて経営努力を引き続きやつていただくというのは当たり前のことです。でありますけれども、何とか国民のかけがえのない財産、会計の面からとらえるのではなくて、私たちが必要とする機能を保持するために何が必要なのかという発想の大転換が必要だと思つておられます。

ついでに、平成十年のときの改革の流れは現在

にいろいろな形で残つておられます。例えば流域管理システムなどということにすべて反対するわけではございませんけれども、私や大臣のふるさと北海道とつてみると、その十年の改革で何をもちたかというところ、先ほど申し上げました営林署の統廃合であります。これは特別な歴史があつて、こうなつていったいささつともわからないわけではございません。

そして、例えば行政改革という言葉、これはいろいろな工夫をしながら同じ効果を上げるのにコストや手間を少なくしていく、こういう考え方がろうと思つておられますけれども、北海道では営林署、今の森林管理署でありますけれども、広いのでいろんなところにあつたわけでありまして、それは必要だからあつたわけでありまして。そして、今、合理化という目的の中で統廃合が進められて、一つの署が管理しなきゃならない面積がもう膨大になりました。これは正確な数字を持つておられるわけではございませんけれども、一つの森林管理署で県一県分ぐらゐの広さを管理しているというのがざらにあるのではないかと私は思つておられます。

そういう意味で申し上げますと、合理的なものを追求するために統廃合はしたけれども、そして当然のことながら予算面からの問題もあるけれども、当初の目的を果たしていないと私は今断言できると思つておられます。お金がないからこれぐらゐしかやらないということではなくて、どのぐらゐ必要だからこのぐらゐのお金を用意するという考え方、これが僕は正しいと思つておられますけれども、その統廃合の後、現在まだ合理化の途中のところもあるかと思つておられます。現在までのところを総括して、当初考えていた、いわゆる机の上で考えていたような機能が今まさに行われようとしておられる、その統廃合後の姿をどのぐらゐの評価ができるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま御指摘のとおり、平成十年に成立しました国有林野改革二法

に基づきまして、十一年三月に、それまで二百二十九全国でございました営林署を九十八の森林管理署に再編すると、こういうことを決定いたしました。当然、直ちにそのすべての機能を廃止するというようなこともなかなか難しいわけですが、暫定組織という形で存続を図つたわけでありまして、逐次これは平成十五年度までに廃止するということになつておりました。本年八月一日には、これらの暫定組織のうち七割以上にわたる百五十カ所を廃止するということが現在作業を進めておられる途中でございます。

そういう意味におきまして、私も今まだ再編の途上にあり、現在の効果というのか、その再編の結果ということを的確に申し上げられるだけのものは十分持つていないわけでありまして、私も少なくとも、この再編に当たりまして、実際に現場の最前線で国有林野を日常的に直接管理している組織というのは、御承知のとおり森林事務所でございます。これについては、全国に千二百五十六カ所あつたわけでありまして、これはそのまま維持をするということにいたしました。第一線の管理といたしましては引き続き森林事務所にお願いをし、ただ森林管理署につきましては、先生のお話のとおり、全国的に見ても、また北海道においても大変国有林は広がりますので、広大な地域を一つの管理署で管理すると、こういう形にこの八月一日から逐次変わつていくと、こういうことでもあります。

私も、先ほど大臣が申しましたように、国有林が公益的機能を発揮するということを基本にするというふうな転換をしたということがございまして、国有林というのは何と申しても地元あつての国有林であります。地元との関係をどのようにつつかりとしたものとしていくかということが重要だと思つておられます。ただいま申しました森林事務所につきましても、これから先、できるだけ経験のある、能力のある方を森林官として配置することによりまして、地元との密接なつながりというものをできるだけ確保するよ

うに努力していきたい。

ただ、もちろん、大変大きな組織の整理が行われるわけであり、いろいろ途上で問題点も出ていこうと思いますが、私どもそういう気持ちを持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小川勝也君 私は予言者でもありませんし、哲学者でもありませんけれども、今、私たちの国がどちらかという経済効率偏重の方向に向かっているのではないかと、ことを大変危惧する者の一人であります。そして、経済というものが国の中でどのぐらい大切かということも人並みにわかっていないつもりであり、例えば、経済という言葉あるいは営み、これは我々人類の歴史からすると、その大きな歴史を持つていくわけにはありません。その前に、私たち人類は森林とのかかわりによってさまざまな恵みを受けて、そしてそこから文明をはぐくんできてまいりました。

いろんな本を読みますと、例えば文明が崩壊したのは森林を大切にできなかったから、あるいは木を切り過ぎたからなどという教訓をいろんな面から私たちは得ることが出来ます。

そんなことを考えたときに、いつとときの経済効率先を優先して、今長官からお話がありましたようなことがあっても、私はいずれその正しさが認識されたとき、私たちは税金の多くを十分なだけこの森林の施業のために使う日が来ると私は信じています。逆に、そうするといつとときの、平成十年の改革でこんなことはしたけれども、森林の重要性にかんがみ、またその支那をふやしたりあるいは分割させたりという時代が来るのではないかと、こんなふうにも思っているところであります。

さて、そんな大切な役割を持つていく森林であります。今、二十世紀から二十一世紀にかけて、まさに地球環境が大切だと声高に論じられる時代になりました。世界の森林面積が減少している。これはいろんな原因があるかと思えます。例えば、遊牧の人たち、あるいはまだ燃料として使っている人たちもいるのであります。そし

て、先進国への輸出のために森林の伐採をしている人たちもいます。あるいは、国内の需要を満たすために森林の伐採をしている国も当然のことながらあります。

単純な話でありますけれども、森林を切ればその上に雲が生じなくなるので、これは地球全体の水の量は変わらないのでありますけれども、どこに雨を降らすかということでも変化が生じてきている。あるいは、干ばつとか異常災害あるいは集中豪雨などもこれに影響しているというふうにも聞いています。

そして、何よりも私たちの国は、国内で産出する木材が高いので、産出が容易な安い国から買います。こういう国であります。しかしながら、森林の伐採の後の手当てがきちつと行われていけばまだその罪が軽いわけであり、すけれども、そううまくいっていないのも現状だと思えます。そうしますと、これ大変な状況になってくると思えます。

まず、世界の森林が今どういう状況にあるのか。私が、今、森林面積が減少しているんじゃないかというふうに言いましたその点とか、森林の伐採の後にきちつと植林がなされているのかどうか、今の時点で持っているデータのなかから御所見を伺いたいと思えます。

○政府参考人(中須勇雄君) 世界の森林の動向につきましては、FAOが定期的にいろいろな数値を含めて報告を行っております。そのFAOの報告によりますと、世界全体における森林面積のうち、先進国を含む温帯地域などの森林面積、これはほぼ横ばいなし増加傾向にある。しかしながら、熱帯地域では一年間に千二百六十万ヘクタール、これは我が国の国土面積の三分の一にも当たる広大な面積であります。これだけの森林が各年減少していると、こういうようなデータがFAOから公表されております。世界全体のマイナスイナスとマイナスイナスを合計した上で千二百六十万ヘクタールの減と、こういうことであります。その原因は一体何かということではあります。

これは数値的には示されておりましたが、FAOからの報告では、農地への転用、それからいわゆる非伝統的な焼き畑のための森林の伐採・燃焼、それから過放牧及び薪炭林の過剰採取、こういうものが主な原因として挙げられているということでありまして、これらの原因というのは、原因の事象からわかるのとおり、後に植林がされているというものではありませぬ。

そういう意味では、世界の森林、特に熱帯林を中心に非常に厳しい状況にあるということ、我が国におきましても、開発途上国における持続可能な森林経営の取り組みへの支援というふうな形で各種の技術協力、資金協力等によってこういった開発途上国における持続可能な森林経営の確立ということに向けた国際的な努力ということもこれから続けていかなければならない、こういうふうにも考えております。

○小川勝也君 私は、森林というのは当然国内、これが大切なんでありますけれども、地球環境という点からいうと、ほかの地域で森林が伐採されているという問題が他人事ではない社会がもう来たんだと思っております。

そしてまた、国際貿易ルールの中でも、日本という国が、自国の木材を生産するのが高いから、途上国を中心として外国の山を切り倒して持つていくという姿が近い将来国際世論の非難的になるような、そんな時代が来るのではないかと、このように思っております。

ですから、世界の一員としてあるいは先進国として私たちの国がやらなきゃいけないことは、自国で生産でき得る最大限の木材を産出した上で、そして足りない部分は輸入相手国の環境を損なわない配慮をしながら輸入をさせていただくというような時代が私は到来するのではないかと、このように思っております。

その点、御所見をお伺いしたいと思います。○国務大臣(武部勤君) 林産物貿易につきましては、木材輸出国が中心となってこれまで関税引き下げ等の市場アクセスの改善を求めてきて

ところでございます。

しかしながら、林産物は公益的機能を有する森林から供給される再生産可能な有限天然資源でありまして、次期WTO交渉におきましては、地球規模の環境問題、資源の持続的利用、輸出入国間の権利義務のバランスといった観点を踏まえた枠組みを確保しつつ交渉を行う必要がある、かように考えているところでございまして、このため、今後の交渉におきましては、シアトル閣僚会議で連携を図ったEU、韓国等への働きかけを行い、持続可能な森林経営の推進に資する貿易ルールが確立されるように取り組んでまいりたいと存じます。

○小川勝也君 今、国内産材が非常にコストがかかるということで、市場競争力を失っている状態だと私は思っているわけでありませぬ。

例えば、伝統的な後背地に森林を抱えているいわゆる木材産業の拠点というのが北海道内にも何か所かございます。武部大臣の選挙区の中にもございます。今、大変な不景気あるいは不況におおられて、地域の中核企業が大変残念ながら経営が立ち行かなくなるというケースも出てきております。そしてまた、大変切ない話でありますけれども、後背地に森林がある木材産業の中で、いわゆる海から遠いものにもかかわらず外材を輸入して、そこで製材をしたり加工をしたりというそんな工場も見受けられます。

今、概して言うとな国内産材の市場競争力というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 先ほど来、先生御指摘のとおり、価格面において我が国の国産材と外材がどういった関係になっているか、こういう視点からの問題と、もう一つは、品質なりコスト面、供給面においてどのような外材との競争関係にあるか、こういう両面から見る必要があるかと思っております。

極端な話を申し上げますと、先ほど午前中にも申し上げたわけですが、基本的に木材の価格というのは、輸入物が八割を占め、国産物が二

割、こういうような状況のもとではやはり外材に価格形成力がある、外材の価格というものが国産材というものを引く張ると、これは明らかにそういう基本的な傾向があるわけでありますが、現在見られているのは一部の、例えば杉等であれば、本来同様の用途で競争する輸入材に比べて国産材の方がむしろ安いというふうなことから起きています、こういう状況であります。

それは決して、ですから、価格だけの問題ではなくて、品質とか供給面において国産材にいろいろ問題がある、こういう状況がまたもう一つあるというふうにも私も考えているわけでありまして。品質面において端的な例は乾燥材の問題でありまして、米産の製材品の乾燥材の生産割合というのは約六割が乾燥材だと言われているのに対して、国産材、特に杉でいえば一割しか乾燥材が供給されていない、こういうような状況にござい

それからまた、供給面においては、国産材の流通というものは、森林所有者とか木材関係者が小規模で多数にわたっていることから、量のまとまりが小さい、大きなロットを形成できないということと同時に、多段階で複雑だ、こういう面がありまして、港に一律に大量のものが届くという外材との競争の面でも競争力が十分ではない、こういうことがあるわけでありまして。

もちろんそのほかに、製材工場というところを見ましても、我が国の場合、小規模で零細なものが非常に多いということで、欧米でありますとか北欧だとかそういうところのいわゆる製材工場と規模において格段の差がございまして。これもやはりコスト面における大きな差になっているわけでありまして、こうした隘路をとにかく取り払って、国産材が品質あるいは性能の面において外材と十分対抗できる、そしてロットにおいても大量のものを消費地に供給できる、こういう体制をまずつくるのが国産材の競争力を回復する上で今急務になっている、こういうふうにも私も認識をしております。

○小川勝也君 森林の分野というのは、先ほども大臣からの御答弁にあつたとおり、循環というところが、これ、大事なわけでありまして。

木を切り出していわゆる製品にする、そして次に、今度、植えるわけでありまして。植えるということも、植えたら後、大きくなるまで黙っているわけにもいけません。その間、いろんな施業、お世話をしていかなければならないわけでありまして。そして、競争力がないとかあるいは市場がうまく形成されないということになりますと、その間のいわゆるお世話をする部分のインセンティブが弱くなってしまう。そうしますと、また製品にするときに競争力を失うという悪循環にも陥ってしまうんだらうというふうにも思っています。

そういうふうにも考えていくと、何らかの形で国産材を安定して切る、そして植える、お世話をしていくという、この長い期間の、スパンの安心感というかあるいは契約というか、そういう長期的な保障面がないとこれはなかなかうまく回っていかないんだらうというふうにも思っています。

今、まさに材が安いんで、切つても手間賃が出ないといった話を方々で聞きます。何とか循環の中の一こまを支えていくということになりますと、競争力があるいはインセンティブをどうやってつけていくかという話になるんだと思ひます。

今、例えば長官から製材のロットの話が出ました。そのほかに循環型の木材を育成するシステムをうまく維持していくためにどんな配慮があるいは策が行われているのか、あるいは今後考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) 一つは、先ほども先生若干お触れになられたかと思いますが、平成三年から流域管理システムというものを私も提唱しているわけでありまして。もちろんこれは森林法の中にもそういう考え方が盛り込まれているわけでありまして、やはり流域を単位に森林を整備し、最終的には、木材を生産される森林所有者等の皆様方と、切り出された木材というものを加工

して市場に提供していく製材業者、加工業者とされる方々、こういう方々がやはり地域で連携をして、そういうそれぞれの分野を相互に関連づけてお互いの信頼関係のもとに、今先生がおっしゃるように、森林・林業というのは大変スパンの長い話でございます。そこに、例えば契約関係を結んで長期的な安定した供給体制を固めていく、流域管理システムの一つのやり方でございますが、木安法等を活用いたしましてそういう方策ができないかというふうなことも取り組んでいるわけでありまして。

やはり本筋としてはそういうやり方で、我が国の森林所有者というのは大変規模が零細であります。それをこれから先、できるだけ施業なり経営という面でも受託とかそういう形を通じて、大きな単位のものに持つていく努力ということと同時に、森林の所有者あるいは素材生産者という方々と、木材流通あるいは加工業者という方が地域ごとに太いパイプでつながっていく、そういう体制をつくり上げていくことが基本的に重要だろつと思つておられるわけでありまして、そういうために具体的にどういうことに取り組みむべきか、現在も一部では成功した事例もあるわけでありまして、かなりの地域ではなかなかうまくいっているわけではあります。そういう点についてどういう方策を講じていけばいいのか、我々のこれからの大きな課題であるというふうにも感じております。

○小川勝也君 もう一点お伺いします。今、大変小規模だという話がありました。林家と呼ばれる林業経営者、そして先ほども少し触れましたけれども、加工を含めた木材産業の会社、それぞれ頑張っておられる方は非常に頑張っておられますけれども、総じて経営実態あるいは経営内容がどういう状況にあると把握しておられますでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) もちろん、総じて言えは、木材価格の低迷なり経営コストの増加、こういう中で厳しい林業をめぐる状況があるわけでありまして、林家の経営状況が厳しいというのは

御指摘のとおりであります。

例えば、保有山林の規模で百ヘクタールから五百ヘクタール層、かなりの大規模というふうに見えるかと思いますが、これらの層の林家の年間林業所得というのは平均で見ても百一十万円ということでありまして。これほどの規模において百一十万円ということではございますから、小規模な層においては言うまでもなく、林業の経営意欲を失うようなかなり低下した状態になっている、これが残念ながら実情であります。

また、林家などから施業とか経営を受託して林業を営む林業事業体ということから見ましても、その経営状態は決して安定したものではございません。例えば、会社経営の林業事業体でもその過半が赤字になっている、こういうようなデータがあるわけでございます。

ただ、先生もお触れになりましたように、こうした中でも、例えば林家ということではいいまでも、二十ヘクタール、三十ヘクタールの林家でありながら、例えば年間林業所得を四百万程度上げている、これは特に良質な木材の生産ということに努力をされている、こういう例であります。家族経営によつてそういうことを実現しておられる林家もありませんし、厳しい中ではあります。頑張っておられる林家も当然あるわけでありまして。

そういうような小規模な方々も含めて、いわゆる林家と呼ばれる形でこれから林業をやつぱりまたしつかりやつていくという皆様方、それからなかなか現実には難しいということ、みずからは林業経営が困難になつたという方々から施業なり経営の受託を受けて林業経営を行う林業経営体、これらを育てていくことによつて、今後の我が国の林業の中核になっていただきたい、こういうふうにも思つておられるわけでありまして。

○小川勝也君 今、長官から御指摘があつた、例えば優良な経営ができる林家であれば、それはきちつとその山を守つていく、そして愛情を込めてお世話をしていくということになるのだと思

います。私も、そんな多い回数ではありませんけれども、国有林、民有林含めて視察をさせていただいたことがございます。

例えば国有林をとってみても、なかなかその要員が少ないのでお世話ができない、そして、本来ならばもう間伐をしなきゃいけない時期なのにできていないんだ、あるいは、本来もつと上の方まで枝がない状態にしていなきゃいい材が出ないんだけどなどという話も伺いましたし、民有林の所有者の方からは、こんな材を売っても金にならないんだから金をかけて到底世話などできるはずがない、こんな話も伺ったことがございます。

国有林、民有林、そのそれぞれの肝心な中間におけるお世話、施業がどういう状況になっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○政府参考人(中須勇雄君) 国有林、民有林それぞれについてお尋ねでございますが、国有林につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、平成十年の抜本改革によりまして公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針に転換をするということで、重点的に発揮させるべき機能ということで、いわゆる水土保全林、それから森林と人との共生林、そして資源の循環利用林、こういう形で三つに区分をいたしまして、それぞれの地域ごとに計画的な森林整備に努める、こういうことであります。このうち、御承知のとおり、水土保全林、森林と人との共生林が全体の国有林面積の八割を占めている、こういう状況でございます。

もちろん、現在、国有林野自体といたしましても、三兆八千億あった長期債務のうち二兆八千億を一般会計に移管いたしましたが一兆円の債務を抱えてこれから先、長期間かけて返済をしていかなければならない、こういう大きな任務もござります。

そういう意味において、一〇〇%完全に手当てがされているということではなかなかないわけで、厳しい状況もあるわけですが、基本的な仕組みとしては、そういう重点的な三区分に

じて計画的な森林整備に努めるということでの取り組みを現在国有林については進めている最中にある、その取っかかりについて進めている最中、こういうふうな言いようかと思っております。

一方、民有林におきましては、材価の低迷による林業の採算性の悪化などから、森林所有者のなりの部分を占める小規模層を中心に、そもそも林業というものに対する関心のかかりの低下が見られる。そのことは、例えば間伐が全く実施されない、本来もうやらなければいけない時期なのに全く手が入っていない、あるいは伐採した後、植林をしなればならない、こういうことなんでしょうが、それがなかなか行われていない。

そういう伐採後、未植栽の地域、土地というのが次第にあつていっているのではないかと、こういう手入れの行き届かない森林の発生がかなり見られるというところであります。今回の基本法を初め、一連の森林法を含めた改正によりまして、国有林、民有林を通じ、特に民有林については大変さういふことが憂慮されるわけであります。先ほど申しましたような重点的に発揮されるべき森林の機能ということ、そういうものにのびた施業というものを誘導されるように計画的な森林整備というものを進めるようにこれから本腰を入れて取り組んでいかなければならない、そういう状況に今置かれていられるというふうに考えております。

○小川勝也君 今、民有林のところでは間伐が実施されない山が多いとか、あるいは伐採した後、未植栽の場所が多いとか、国有林の方は一〇〇%とは言えないと、そんな言い方でいいんですか。どのくらいいひどい状況にあるのか、もつと語ってくだい。

○政府参考人(中須勇雄君) 国有林の場合、現在伐採しております森林のかなりの部分は、天然更新によって後を育てていくという部分が主体を占めております。そして、植林をして更新していくという部分については、これは平均値でございますが、伐採後約一・六年で新しく植栽をするとい

うふうな形で進めておりまして、そういう意味におきましては、いわゆる先ほどお話ししたサイクルをつくっていくという意味ではもちろん十全ではございませんが、一定の作業というものを実施している、こういう状況にございます。

ただ、御指摘のとおり、いわゆる間伐については、民有林も含めまして国有林も全体的におかれているという状況があるかと思っております。この点については、民有林について今年度からいわゆる緊急間伐五カ年計画ということで間伐の促進を図っております。これにあわせて、国有林においても間伐の実施に今後努力をしていきたいと、こういうふうな思っております。

○小川勝也君 民有林の悲惨な状況は一応納得しました。国有林がどういふ状況なのか、これを聞きたい。で、どういふ計画に基づいてやっていきたいという話を聞いてるんじゃないんです。間伐ができていない山が多いのか少ないのか、下草刈りはちゃんと行われているのかどうか、もつとわかりやすく説明してください。

○政府参考人(中須勇雄君) 済みません。ちょっと今具体的に国有林における間伐の実施データを御有林についても計画を立て、それに基づいて実施をしますと、各営林局、営林署ごとに計画を立て、お話しのとおり、今後の計画ではなくて実施状況がどうかというお話でございますので、ちょっと済みません、それは後ほどデータをお示しいたしますので、お許しいただきたいと思っております。

○小川勝也君 これからやりたいという話はわかかんです。人とお金はちゃんと足りているんですか。

○政府参考人(中須勇雄君) まず、人につきましては、残念ながら国有林については現在要員の縮減の真つ最中でありまして、平成十五年というのを目標といたしまして最低限これだけは必要だという人員に整理をする、こういうことであります。したがって、これから先というか、現在も

かなりの程度そうなのであります。実際の森林の整備ということは、具体的な作業というのは基本的に全面的に外注をする、こういうことであります。それによって森林の作業を行っていく、こういう状況にございます。

○小川勝也君 現実的に私たち参議院議員は六年に一回選挙がありまして、好むと好まざるにかかわらず北海道を一周回ってまいりました。大変な荒れ方でありまして。

それで、震が関の机の上で、これだけの要員、最小限にしてこれだけの予算で何とかうまく施業してくれればいいなというその気持ちはわからないわけではございません。ちゃんと施業がされていらないから、私はこう申し上げなきゃいけないんです。

どこに行ってもひよるひよる林であったり、あるいは悲惨な状況であったり、そして先ほど申し上げましたように、今その組織改編、統廃合の真つ最中でありまして、その最終形態になるよりもまだましな状況かもしれない。どこに行っても、外注にしているんだらうけれども、そもそも林業労働者自体減っているわけです。山の面積は減っていないんです。

そんな形で、本当にこれから、私たちが今議論しているような公益的機能を森林に求めるならば、やはり林野の責任者として腹の底から、予算がもつと欲しいんだと、要員も本当はふやしたいんだと、そういう気持ちは伺いたいですけれども、聞くわけにいかないですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 申しわけありません。その前にちょっと数字的に国有林野におきましては平成十一年度のデータでありまして、これは平成十一年度の方データでありまして、資源の循環利用林、先ほど二〇%というふうな申し上げたわけですが、主として木材生産機能を中心とした地域でございますが、その中で今申しました間伐のうちの三四%が行われている

と、こういうような状況でございます。

それから二点目というか、ただいまお話のございました国有林にとつてお金かと、こういうお話でございます。正直申し上げまして、のどから手が出るほど欲しいというのが率直な気持ちでございます。私もそう思っております。

ただ、問題は、平成十年に抜本改革を決定いたしました。この中では三兆八千億という膨大な債務の二兆八千億を一般会計にお願いをし、一兆円は長期間をかけて自前で返済する努力を行っていくんだと、こういう計画でございます。現在そういう計画に沿って要員なり組織の縮減の話を初め、大変厳しい状況であります。それに取組んで、そういう中で森林の整備、特に公益的機能を国有林が発揮する上で必要なこともやっつけていかなければならない。大変厳しい状況だといふのは御指摘のとおりですが、こういう経過を踏まえ、我々としては与えられた範囲内で最大限の努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

○小川勝也君 私たちは、この林野の部分はずっとたくさん予算をつけてもらいたいと思っております。頑張りたいと思っております。そして、当然のことながら放漫経営をしてもらいたくないと思っております。長官はあと何年かしたらもうこの仕事やめるわけでありませう。しかし、私たちのこの森林というのは、国有林、民有林間わずつと更新はしていくけれども、次世代に、子供たちや孫たちにはっきりといふ形で残していかなくちゃいけない。

過ちは改むるにしくはなしなんということを言った人がいるけれども、この十年の一兆円残したの私は絶対失敗だと思っております。せつかく公益的な機能を追加して、後の世代に、百年後の世代にあの二十世紀最後の役人は何だったんだ、国会議員は何をやっていたんだ、こう言われないうちにしっかりと僕はやるべきだと思っております。ですから、今回のこの基本法もまあ消極的に一里塚の役割を果たすとは思いますが、これは

やっぱあるお金の中で何とか施業しようということではなくて、むだ遣いしろと言っているんじゃない、しっかりとこの国の森林をいい環境で守るために幾ら必要なんだという概念から僕は出発すべきではないかと思っております。

多分大臣も同じ気持ちだと思わすね。大臣のその辺の気持ちどうですか。

○国務大臣(武部勤君) 国有林大改革は歴史的な経緯がありまして、私も子供のころから国有林の中で育ったようなものであります。いろいろな問題がありました。したがって、今の先生御指摘のようなことは、私も全くそういう思いは同様であります。

しかし、やはり国の税金を、国民の血税を使ってこの改革を進めていくということについては国民の理解と協力ということが不可欠だと思っております。そういう意味では、限られた条件下で最大限努力していくということ、そしてその努力の過程に今ありまして、国民の間からも、地元にもありましても随分変わったなど、こういう評価もいただいているわけでございます。そういう評価を背景にして、今般の新しい基本法の理念であります森林の多面的機能の発揮というふうなことに国民の合意のもとに、今先生御指摘のような問題解決に努力していく、チャレンジしていくということだろうと思っております。

いずれにしても、国民の気持ちと、考えと、それから森林整備に当たる当事者との一体的な解決策ということを探求していかなくちゃならない、かように思っています。そのリーダーシップを私どもがとっていかなくちゃならぬと、かような考えであることを御理解いただきたいと思います。

○小川勝也君 苦しい決意の表明も伺いましたけれども、まだまだほかの支出の分野で国民のコンセンサスを得られていない、得にくい部分でむだに使われている部分が僕はたくさんあるんだと思っております。そんな中でもっとも林野の部分は自己主張すべきだし、国民にちゃんとその大切さを知らしめるべきだと思っております。

数年前に、参議院の五十周年を記念して子ども国会というのがありました。私はその子供たちの声を聞いて、この分野に命をささげるといふのはちょっと大げさですけども、ライフワークとしてしっかりとやっていこうという決意を固めました。

大人はすぐ、予算の配分が決まっているからと全体で苦しんでいるんだから森林の分野だって苦勞しなくちゃいけないなんて思うけれども、子供たちは純粋な気持ちで、森が大切なんだ、私たちが生きるためのすべてを与えてくれるのが森なんだ、子供たち、小学生から、水源税を実施したらどうだ、あるいは環境税が必要だという意見が飛び出してきたんです。そういう意味でいうと、ほかの事業のどこがむだかということは今言わないけれども、森林の大切さというのは小さな子供ほど理解しています。そういうことから考えると、もっと殻をばつと打ち破るべく、国民の皆さんのコンセンサスを得て、やはり税金の真つ先の使ひ道は森を整備することだ、これぐらいの馬力ですべてのことが盛り返されてくる。当然

さて、公益的な部分が盛り込まれている。当然民有林は民法上におけるいわゆる個人の資産であります。そういう中で、例えばしっかりと森の施業をしていこうとしたときに、やる人とやらない人がまだらになつて出てくるという現実が生まれてきます。山間部の町村あたりで、町ぐるみであるいは森林組合の皆さんが特段に力を入れて何とか山をさちつといふ形で施業していこうという話をいろいろと伺っています。しかし、苦

しんでおられるのは、連絡先が見つからない、ここからここまでの民有林の所有者が見つからない、見つかったも代がかわつていてうんでもうすんでもない、こんな話をよく伺いました。

私は、ちよつとこれはとつびな発想でありますけれども、例えば毎年毎年、手入れをしないならばもう没収しますよということと、その地権者に言い続けて、そしてその中で、私は山を持っていていこうと住んでいないので施業に出かけら

れない、だれかわりに施業してくれませんかというところでお金を払う人はそれでもいい。そうじゃなくて、荒れ放題、音さたなしにしている人、その人は、何年か警告をしたら、それは町有林なり森林組合なり国有林に没収するぐらいのことがあつてもいいんじゃないかと思っております。

公益的な部分を入れるというのは、私有財産としての立場もあるけれども、我々国民にとつてかけがえのない多面的機能を発揮する森林だといふ、こういう意味だと思わす。これは民法上の問題等もたくさんあるかと思わすけれども、今の構想に対してはどんなお考えを持っていますでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 今回の林業基本法の改正の中では、新しい九条ということで、「森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図られるように努めなければならない」と、こういうふうな「森林所有者等の責務」という規定を置いたわけでございます。その根底には、ただいま先生がおっしゃつたようなことも含めて、やはり森林を所有するからにはそれなりの責任があるのではないか、こういうことが根底にはあるかというふうにも思わす。

ただ、率直に申しまして、今お話しのとおり、民法上のあるいは憲法上の財産権と、森林の手入れをする、整備をするということが一体どこまで実際に現行憲法のもとで可能かということになるかと大議論があるというのもまた事実でございます。

そういう面では、今ちよつとちなみに御紹介を申し上げますと、森林法の十條の十から十條の十一の七まで、要間伐森林制度というのがございまして、間伐とか保育が適正に実施されていない森林というものを市町村長が発見するとか、あつた場合に、それを特定して、所有者に間伐等をやりなさいという施業を勧告すると、勧告をしても施

業が行われない、そのときに市町村とか森林組合が、ではかわって私が施業するよと申し出たとき、あるいはいろいろあるわけでございますが、最終的には知事の裁定によりまして、申し出を行つた市町村とか森林組合との間で分取育林契約が設定されたものとする制度、こういうことによつて事実上その市町村長がかわつて間伐を実施すると、こういうような制度が設けられているわけでありませう。

ただ、実際には、こういう制度自体も最後の伝家の宝刀というふうな形でありまして、これを背景として市町村長さんが所有者にぜひやつてくださいということをお願いする、できないんだつたら森林組合にお願ひをしてはどうですかと、こういうことで現実に対処されているというのが今の状況だろつと思ひます。

そういう意味におきまして、先生の御指摘になつたこと、新しい基本法の九条にもかかわる一つの考え方としては十分わかるわけでありませうが、現行の法体系のもとで直ちにそういうものを制定するということはなかなか難しいというのが私も実務担当者の現在の考え方でございます。

○小川勝也君 実は、これはいろんなことを考えている人がいて、例えば、世界遺産に登録された青森県の白神山とか、あるいは知床半島のナシヨナルトラストなんというのがあります。天然林をそのまま保全することは極めて大切なことである。しかし、民有林を所有されている山持ちの方でも、実際、施業しなきゃならないということをおわかつていない人も今出てきているんです。おれはこの山を買つたけれども、そのままにしておくのが、これがいいことなんだというふうな考え方を持っている人まで今出てきていると言われている。

そんな部分もあつて、これは民法との絡みでこれ以上申せませんけれども、これは逆に、私有財産をいわゆる市町村税で施業するというのも変な話なんです。これは課題として御検討いただければというふうに思つてございます。

さて、森林の持つ多面的な機能というのが大事なところでありませう。その多面的な機能の中で、山がきちつとしていければ土砂崩れも鉄砲水も起こらないはずなのになどという長老の方のお話を伺つたことがあります。そういう意味でいふと、いわゆる治山治水、これはコンクリートでやる部分が多いわけでありませうけれども、今、まさに私の党は緑のダム構想、あるいはちよつと視点も同じか違うか詳しくは精査していませんけれども、田中康夫長野県知事も同様の緑のダム構想、こういう言い方をしています。

私は、例えばプロフェッショナルな人に山の安全、治水面を山としてきちつちつと設計をして計画的に施業していけば、治山治水、あるいはダムにかわり得る能力を発揮すべき点が得られるんじゃないかと思ひます。この緑のダム構想についての考え方を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(武部勤君) 森林は、水資源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能を有しております。これらの機能を持統的に發揮させていくため、計画的かつ着実に保水力と土壌保持力がすぐれた森林整備を推進していくということが肝要だと、かように思ひます。そういう意味では、緑のダム構想も評価すべきだろう、かように私は思ひますが、他方、ダムの建設による水源開発は、安定的な水利用を可能とする有効な手法の一つである、かように考えます。

社会経済情勢の変化を踏まえた事業の再評価を行うなど、その必要性を吟味した上で着実に推進していくべきではないか、かように思ひます。

○小川勝也君 今、新しい二十一世紀になつて、もとの建設省、今の国土交通省でさへダムの計画を大幅に見直そうと思ひます。あるいはもう既に中止を決めているところもたくさんあります。僕は、逆に林野庁の方から先に、こんなことは百年前ぐらいにもうやらなきゃいけないことだったんじゃないかなというふうに思ひます。

例えば、木を植えることによつてコンクリートを不要とするような施策なんというのいろいろな

形で実行できるんだと思ひます。いろんな技術的なこともあろうかと思ひますし、今、ダムもコンクリートもやや、小泉首相と逆でありまして、人氣が落ちておりますので、この木をうまく生かす施業というのの研究をしていただきたいと思ひます。

そして、この森林の持つ多面的な機能で忘れてはいけないのが生態系の分野であります。最近はいろんな番組の中で森の果たす役割なんというのを教えてくれる番組もあります。例えば微生物、そして昆虫、そして鳥、あるいは小動物、こういう生態系が我々の生活に密接に結びついてい

ます。そういう面から考えると、例えばどういう山にしていくのかという政策を決める、特に林政審議會の中心に、動物や植物や自然保護、こういった分野の専門家の人たちがいろんな意見を述べてくれる、こんな形が望ましいと思ひます。向けてこうしたいという方向性を教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(中須勇雄君) 林政審議會の委員につきましても、森林・林業政策全般について調査、審議をいただくということで、幅広い分野について学識経験を有する方をお願いするという考え方でございます。

今、先生から御指摘がございました動植物、自然保護という関係で申せば、現在お願いしております委員の中で、いわゆる自然植生に関する専門家の委員の方がお一人、それから昆虫についての専門家が、それから環境行政についての専門家、自然保護行政の専門家という方がお一人と、こういう三名の方に委員をお願いをしてい

ると、こういうことでございます。

これから先、確かにそういう生態系の保全という大きな分野だろつと思ひます。今後は任命に当たつてもそういう観点をはつきりと踏まえていき

たいというふうに思つております。

○小川勝也君 哺乳類あるいは鳥類、この方はいらつしやらないんですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 現在、ございませぬ。

○小川勝也君 これはなるべく意見を聞かれる場を設けていただいた方がいいと思ひます。

また逆に、さまざまな開発をいろいろしようとするときに、特に猛禽類の専門家が反対するので、大体嫌がついているんじゃないかなというふうには私は思つていられるわけでありませうけれども、そういう大きなハードルも乗り越えていい山をつくつていただければというふうに思つてい

ます。そしてまた、先ほど子ども国会の子供たちの意見を紹介させていただきましたが、私も今、施業のためのお金が困難であれば、今まさに道路特定財源さえも一般財源化しようとするので、時代に逆行しているというそりしは免れないかもしれませぬけれども、例えば水道水源、あるいは多面的な機能の中でいわゆるCO<sub>2</sub>の吸収とか空気を浄化するといった点も森林の大きな機能でもありませぬので、例えばガソリンや軽油、こういったところから税金を取ること考えないのかな、こんな素朴な疑問が浮かんでまいりませぬ。

役所としては、いわゆる水源税とか軽油・ガソリン税とか、森林保全のための税金なんというのは考えたことはないんでしようか。

○政府参考人(中須勇雄君) 御承知のとおり、水源税については昭和六十年、六十一年度私ども提唱いたしました。導入を政府部内で検討した経緯がございませぬが、残念ながらこのときの構想は実現には至らなかつたこと、こういう経過がございませぬ。

現在では、水源税ということで申しますれば、幾つかの地方公共団体において法定外目的税としてこれを導入してどうかと、こういうことの議論が行われているというふうな承知しております。私どもも大変この動向には関心を持っておりまして、ぜひ各都道府県、地方公共団体において

活発に議論が行われ、よい結果が得られることを期待していると、こういうのが率直な状況であります。

それと同時に、もう少し広く、森林というものが多面的な機能を有している、国民がその恩恵を広く受けているという観点に立ったときに、森林整備のために何をし、その財源をどういうふうにして社会的に負担していくのかと、こういうことは、今現在、検討することは不可欠だろうと思えます。そういう意味におきまして、私も林政改革大綱で、そういうような大きな方向、そういうことについて検討せよと、こういうことを打ち出しまして、それに基づきまして、現在、大学の先生方等を含めまして、各界の有識者による研究会を設け、幅広い観点から森林整備のための社会的コスト負担のあり方について研究、検討を行っている、こういう状況にあります。こういうのもで蓄積を図って、しかるべき時期に大きな声で言えるようにしていきたいと、こういう気持ちでございます。

ただ、今、軽油とか揮発油税のお話がございます。これについてはまさに道路特定財源の見直し問題ということが密接に関連するわけでありまして、これは経済財政諮問会議のいわゆる骨太の方針でも特定財源制度の見直しの問題が取り上げられております。今後、具体的な内容が詰められていく段階で農林水産省全体としてどのように対応していくのか、どのような対応が必要なのか検討していきたいと、こういうふうにご考えております。

○小川勝也君 最近、川の流れを見てみると、川幅が広いのに流れている量が少ないなんて思うことがあります。それは季節によってもいろいろ違うんでありますけれども、森林の面からいうと、一般的に針葉樹よりも広葉樹の方が保水力が高いんだ、こんな話を聞くことがあります。逆に、今、僕は見たことがないので、これは聞いた話でありますけれども、中国の黄河の水が途中でとまっているんですね。途中からもうかれ川にな

なっている。それは、上流部で木を切ってしまったからだ、こんな話があります。

そして、常々思っていることでありますけれども、例えば、かつては森林を産業としてとらえていた、ですから材として売れるものを植える、これは当然、適切な考えだと思えます。一般的にいうと、本州では杉、北海道ではカラマツ、こういうことになってまいりました。しかしながら、今、多面的な機能ということが盛り込まれてきたときに、果たしてそれでいいのだろうか。森林が最も多面的な効果を発揮するのは、例えば広葉樹と針葉樹の割合がこんなのだなというのがあるんじゃないかなと思えます。また、さはさりながら、多面的な機能だけを注視して、その材が売れないものはつかり植えてもしょうがないわけがあります。

現在の広葉樹と針葉樹の比率、これをどうとらえているか、そして将来に向けてどんな考え方があるのか、御紹介をいただきたいと思えます。

○政府参考人(中須勇雄君) 我が国においては、戦後、大幅な人工造林が実施されたわけでありまして、それがまさに先生がおっしゃるような経済的な価値ということに重点を置いた、一面ではやむを得ない面があったわけでありまして、そのことによりまして、現時点で人工林面積が約一千三十万ヘクタール程度あるわけでありまして、その四四％が杉、二五％がヒノキ、お話をしたカラマツは一〇％を占めていることとありまして、針葉樹が大半を占めていることとあります。広葉樹ということとありますと、人工林では残念ながら二十四万ヘクタールということと、全体の二％にすぎないというのが現状でございます。

ただ、保水力というお話が出たので一言申し上げますと、広葉樹と針葉樹によつて保水力に差があるかどうかということについては、いろいろなデータがございますが、我々、公平な立場でいろいろのデータを見る限り、いわゆる水源涵養機能に関しては特に大きな変化はないと、それぞれ針葉樹も針葉樹なりに立派に保水機能を持ってい

る、こういうふうには私も基本的には考えております。

ただ、例えば、先ほどもお話に出ました森林の生態系だとかそういうことで、哺乳類、鳥類、そういったものには何と云っても広葉樹が植えられて実が落ちるといふことが必要であります。それからまた景観という面でも、一律の杉の林だけではなくて、非常にすぐれた景観を持つ広葉樹というものが人の心に安らぎを与えるという面でも大変大きな役割を果たすという意味で、我々これから先的人工林施策においても、さらに広葉樹あるいは混交林ということをもっと積極的に取り上げていかなければならない、こういうふうには基本的に考えております。

では、具体的にどのような数値を目標にするかということについては、また基本計画を策定する段階でさらに詰めた上でいろいろ御提示をしたいというふうには思っておりますが、基本的な考えとしては、やはり森林と人との共生林を中心に、広葉樹の特性を生かした森林整備を進めたいということとあります。現在でも、予算面では広葉樹林整備特別対策ということで三十億弱の予算を計上しているということもございまして、最近では民有林における人工造林面積の約一〇％強が広葉樹になっていて、こういうようなデータもございまして。ただ、今もう非常に人工林の新規植樹面積というのは減っておりますので、全体を大きく動かすということではありませんが、既に一〇％を超える水準になっていてということもあわせて御紹介を申し上げたいと思っております。

○小川勝也君 いいお答えありがとうございます。経済的なものが伴うので、広葉樹をたくさん植えるべきだというのは一言で言えないわけでありまして、もともと人工林面積がここまであります以前はもと広葉樹のシェアが高かったんだらうというふうには思っております。哺乳類、こ

れも非常に大切な役割を果たしております。緑の回廊などというのいろいろ御研究、そして実行されているようでございますし、何はともあれ、私たちの生きる原点がやはり森林にあるんだということを確認させていただいて、そして多くの国民にこれをまた御理解いただく中で、お金がある中で何かを執行するというのではなくて、むしろ遣いはしないけれども、必要なお金、予算は確保する。この意気込みによって将来恥ずかしくない森林につくり上げるためにいろんな御研究をいただいて、またプランを立てていただきたいと思えます。

私たちは私たちの立場で、そういうときにはお手伝いをさせていただきたいと思っておりますし、もしできればこっち側から逆に御提案をするようなこともあるかもしれません。この林業基本法の審議を境にして、また森が一層大切にされるような国になるように頑張っていきたいと思えます。

きょうはありがとうございました。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。今回の林業基本法の改正は、木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換するものであり、我が国の現状を考えれば適切な改正と考えております。森林の有する多面的機能の中でも国土・環境の保全、地球環境を守るといふ視点は非常に重要でありまして、今回の基本法の改正でも第二条にきちんとその趣旨が盛り込まれているわけでありまして。そういう意味で、これらの三法案の改正には賛成の立場であります。

さて、今日、国民の環境保全に対する意識が急速に高まっております。森林の有する多面的機能に対する理解も徐々に大きくなっております。そのように考えております。そのような森林の果たしている重要な役割を理解していただくための活動の一つとして、ボランティア団体による植林活動を促進していこうという機運が高まっております。

そこでお伺いしたいと思います。  
今回の林業基本法改正案並びに森林法の改正案では、ボランティアグループ等の民間による植林活動をどのように支援していこうとしているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) 御指摘の点につきまして、特に新しい基本法の十六条で一条を設けて、「国民等の自発的な活動の促進」ということで、「国は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を促進されるように、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。」という条項を設けているところがあります。これから先、この条項を根拠にしつつ、ボランティアによる各種の森林整備の活動というものを私も積極的に支援していきたいというふうに思っております。

ただ、もちろんその前段として、かなりの盛り上がりというか、ボランティアによる民間の植林活動等が進んできております。ちょっと御紹介申し上げますと、平成十二年には、こういった森林整備に参加する森林ボランティア活動を行う団体は全国で五百八十団体、こういうことになっておりまして、これは三年前の二倍以上と、こういうような数字になっております。これは、そのことによつて森林整備が進むということももちろんございまして、それ以上に、国民意識として、森林・林業の重要性、あるいは森林の持つ多面的機能の持続的発揮ということの重要性を国民に理解していただくという意味でも重要な取り組みだということふうに思っております。

このため、私も、ボランティア団体等の主体性は十分尊重しながら、ボランティア団体を指導する技術者の登録・派遣だとか、指導者を対象とした研修、あるいは全国情報の受発信、あるいは活動拠点になるフィールドの整備など、これまで進めてまいりましたし、これからもさらに力を入れていきたいと、こういうふうと考えております。

○渡辺孝男君 今、エコツーリズムとかグリーンツーリズム、あるいは学生の体験学習の一環としてこのようなボランティアの方々植林をする場合があるわけでありませうけれども、その場合に国有林を利用させてほしいと、そのようなことを申される方があられるわけでありませうけれども、そのような場合に、どのような国としての支援策を行っているのか、その点をお伺いしたいと思います。  
○政府参考人(中須勇雄君) そういった場合に、国有林を活用したいという声にはできるだけ私もおこたえをしたいと思いますというふうに思っております。

具体的には、森林ボランティア団体等に森林づくりの活動の場を提供するという意味で、ふれあいの森というのを国有林の各地に現在百一カ所全国で設けておりますが、こういうものを設けて、そこにボランティア団体の方においでいただく植林等の活動をしていただく、こういうことで、これまで五十八団体が御参加をいただいております。

それから、そのほかの取り組みといたしましては、青少年による森林愛護あるいは国土緑化の機運をはぐくむということを目指して、まして学校分収造林制度というものがございまして、これは、土地を国有林が提供いたしましたして、生徒児童がそこに行つて木を植える、木を育てるということで、分収林の形でそれをやつていこうということとでございまして、十二年度末現在で、全国で約千九百件、六千七百四十一ヘクタールが学校分収造林という形で利用されている、こういうこととでございまして。

このほか、季節になりますと、各地域、各管轄局あるいは管轄ごとに植樹祭等も開催をいたしまして、地域、近隣の皆様方に植林活動の機会を提供している、こういうこともあるわけでありまして、今後とも、そういうボランティアの活動の場として国有林を活用するということには私も積極的におこたえをしていきたいと、こういうふうと考えております。

○渡辺孝男君 林業基本法の改正案の第二十條では、人材の育成及び確保に関して、国は、教育、研究及び普及の事業の充実その他必要な施策を講ずることを規定しているわけでありませうけれども、先ほどの森林の環境教育、そういうものに対してさらに取り組みでつけ加えるようなことがあれば、あるいは今後このような方針でさらにこの環境教育を促進していく、そのようなことがあればお伺いしたいと思います、武部農林水産大臣、お願いします。

○国務大臣(武部勤君) 体験を通じた森林環境教育の機会を子供たちを初め広く国民に提供していくことが重要だと考えておりました、現在、文部科学省との連携による森の子くらぶ活動や、小中学校における森林・林業教育活動への支援等を実施中とございます。新たな基本法を踏まえ、今後とも関連施策の推進に努める所存でございます。  
○渡辺孝男君 今、森の子くらぶのお話もあつたんですが、文部科学省としまして、このような義務教育の中で林業の体験学習をどのように推進していく方針なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中壮一郎君) 小中学校におきまして林業に関する体験学習についてでございますけれども、文部科学省といたしましても、子供たちにも、森林資源の重要性を初めとしまして、その育成や保護に従事している方々の工夫や努力などについて理解させることは重要であると考えております。特に、森林にかかわる体験的な活動を直接経験いたしますことは、児童生徒が森林等に関する理解を一層深める上で有意義なことであるというふうな考えておるところでございます。

このような観点から、小中学校におきましては、特別活動等の中で、勤労生産活動あるいは自然体験活動として、林野庁の御支援もいただきながら、例えば植林や下草刈り、炭焼き、植物や動物の野外観察などといった活動が行われているところでございます。また、学校外の活動といたしましても、先ほど

大臣からお話ございましたように、全国子どもプランの一環として、林野庁と連携いたしまして、森の子くらぶ活動推進プロジェクトを実施させていただきますところでございます。平成十二年度は二百六十九カ所の受け入れ可能な施設が登録され、全国各地で青少年の森林体験活動が実施されたところでございます。

また、現在、児童生徒の社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実・促進を目的といたしまして、学校教育法及び社会教育法の改正案につきましまして参議院において御審議をいただいておりますところでございますけれども、これらの法改正を契機といたしまして、森林等に関する体験も含めまして、各学校におきまして、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえた多様な体験活動が行われますよう、林野庁を初め関係省との連携をより密にしなからその促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺孝男君 今お話がありましたけれども、森の子くらぶ活動推進プロジェクトの受け入れ可能な施設が多くあるわけでありませうけれども、私、資料を見させていただいたところが、北海道と福島県では一カ所しかないという状況でありますので、これからもそういう受け入れ施設をふやす努力をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、いろいろ民間の方々でも、例えば温泉郷の旅館の方々なんかは、都会から来ていただいた人に近隣で、国有林での植林も体験させてあげたいというような、そういう希望を持たれる方もありますので、そういう方々にも柔軟に対応していただけるようによくお願い申し上げます。

では、次の質問をさせていただきます。  
東北の青森県、秋田県両県にまたがる世界遺産、白神山は、ブナの原生林が残る貴重な山林地帯でございます。そのすばらしい自然を保護しよう、あるいは日本人としてそのすばらしい地域を訪れようと、そのような希望者も多くなつて



おるわけでありませう。

そのような中で、白神山地を保護するため、その緩衝地帯となる周辺の国有林において、森林伐採により失われたブナ林を植林によって再生しよう、そのようなボランティア団体の動きも活発になつていくわけでありませう。このような活動に対して国はどのような支援を行つていく方針なのか、その点、林野庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) 御指摘のございました白神山地は、世界遺産地域ということで指定を受けて、森林生態系保護地域として自然環境の保全に配慮した管理を現在行つていくわけでありませう。

この地域の周辺の国有林について、今先生御指摘ありましたように、NPOあるいは地元自治体等から、住民参加によるブナの植栽を行うためのフィールドの提供、これは全部国有林でございますので、提供ができませんかと、あるいは、先ほどお話ししましたふれあいの森の設定ということでの御要望が寄せられております。

私も、基本的にこういう要望にこたえて、白神山地周辺にブナの植林のフィールドの提供、あるいはふれあいの森の設定を通じて、地域住民によるブナの植栽、保育等の活動を支援しているところでございます。今後とも、そういう意味では積極的に取り組んでまいりたいというふうに思つておりますが、現在でも、東北森林管理局の管内で二カ所、それからふれあいの森が一カ所、さらに、青森分局の方におきましても一カ所におきまして、住民参加によるブナの植栽あるいは保育ということが可能な場所の提供を行つていくところでございます。

○渡辺孝男君 このような大事な白神山地を守つていくための国の予算あるいは人員の配置等もすっかりやつていただきたいと思ひます。

時間の関係上、質問を一部省かせていただきます。この白神山地を地元の方々も受け入れて、訪れる方を森林ガイド活動ということで支援をしてい

るわけでありませうけれども、東北森林総合研究所の横田泰裕氏が行つた秋田県の藤里町と八森町での研究によりませうと、このようなガイド活動に関して問題点が指摘されております。プロとしてのガイドには高い能力が要求されるが、ガイド専業では生計を立てられない。一方、ボランティアのガイドでは平日の要求にこたえられない、あるいはガイド能力が不足しているなどの問題点がある。また、ガイドメンバーを支援する組織、地域の自治体やボランティアグループなどの活動が強化される必要がある。あるいは、三番目としましては、木道の設置などガイドフィールドの保全対策の確立が必要である。そのようなことでありませう。

林野庁としまして、第三番目のガイドフィールドの保全等に関しましてどのような対応をされていくのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) 白神山地自体は、世界自然遺産地域ということで、立入禁止を含めて厳重に保護されなければならない地域、あるいはそれに準じた地域等を設けてしっかりと守つていきたい、こういう基本的な考え方でございます。

ただ、御指摘のとおり、実際に多くの方々が多たこを訪れたいという希望もありまして、お話しのとおりガイド活動等をしつかり行うことが重要であると、こういうふうにも思つておりますが、関係省庁等で基本的な管理計画を設けておりまして、現地の藤里森林センター等において保全管理を行つていくわけでありませうが、いろいろ試行錯誤を含めまして、我々、今後とも改善すべき点は改善して努力をしていきたいと思ひます。

まず一つは、具体的には、世界遺産地域巡視員として委嘱したボランティアの方々による、地元関係者も加えた合同パトロールというのを実施するというの一点、それから、区域内の既存歩道、あるいは看板とか標識類、こういうものを整備する。それから、一般市民を対象とした登山とか森林浴の実施。あるいは、森林の現況をインターネットのホームページで情報を提供する普及

啓発活動。それからあと、やつぱりモニタリング調査を行う必要があるだろうということ、森林総合研究所東北支所との共同によりましてモニタリング調査を共同実施する。こういうような活動を行ひまして、先ほどお話し申し上げましたような森づくりという意味でのフィールドの提供とあわせて、世界遺産としてしっかりと後に残すという意味での管理にも努力をしていきたい、こういうふうにも考えております。

○渡辺孝男君 貴重な世界遺産でございますので、しっかりと守つていただきたいと思ひます。

そういうガイド活動に関しまして、森林インストラクターというものが大事な役割を果たすのではないかとお伺いいたします。この点に関しまして、今後の養成の方針、支援方針みたいなことを大臣としてどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 森林を利用する一般の方々には森林の案内や体験活動の指導などを行う森林インストラクターは、平成十三年二月現在千三百三十二名となつております。

その活動状況については、その登録を行つていく団体を実施したアンケート調査によりませうと、平成十二年度は、回答者の平均で年間十七日程度、森林ボランティア活動や体験学習などの指導者として活動しているとの結果が出ていますところでございます。今後、森林と人との共生や都市と山村との共生、対流を推進していくことが重要と考へておりまして、このため、国民参加の森林づくりや森林環境教育の推進に取り組む中で、森林インストラクターの積極的な活用にも努めてまいりたいと思ひます。

○渡辺孝男君 若い人方にも、こういう森林インストラクターとして、そういう自然を守る、森林を守るといふ点で活躍していただきたいと思ひます。

次に、松枯れ対策についてお伺いしたいと思ひます。私も、日本海側あるいは松島湾の近辺へ行きま

すと、大事な日本三景である松島も松枯れで大変な被害を受けている、日本海側、秋田、山形の近辺でも大変松枯れの状況が厳しい状況にありまして、この対策が求められているわけでありませうけれども、ただ単に松くい虫だけが問題ではなくて、やはり環境汚染ということが非常に大きな影響を与えているんじゃないかと、そのように思つていくわけでありませう。薬剤散布、伐採、焼却といった今までの対策だけではなく、こういう環境汚染を考えた対策というのが必要なのではないかと、そのように思つておりますけれども、この点に関しまして林野庁のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(中須勇雄君) いわゆる松枯れにつきましては、昭和四十年代後半から急増をいたしまして、昭和五十四年度、これがピークだといふふうにも考えておりますが、二百四十三万立方メートルが被害を受けるといふことで、その後、減少傾向で推移しておりますが、地域的には北上を続けておりまして、現在では北海道と青森県を除く四十五都府県で発生しているという状況でございます。

この原因につきましては、もう先生御承知のとおりでございますが、マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウがこのような激しい松枯れの原因だと、こういうふうにも考へております。まして、こうしたことを基本に対策を講じているということが現在の状況でございます。

なお、平成十一年度の被害量で申しますと、先ほどピークが二百四十三万と申しましたが、七十二万立方メートルと、こういうような状況でございます。

その松枯れの原因として、松くい虫のみではなくて他の要因、大気汚染等の要因があるのではないかといふふうなお話がありました。これにつきましては、私ども、いろいろな文献、いろいろな研究成果等も集めていくわけでありませうが、必ずしもそういうデータは得られていないといふふうにも思つております。

たまたま、実は私ども、酸性雨が森林にどうい  
う影響を及ぼすかということでのモニタリング調  
査を平成二年度から実施をしております。こうい  
う結果を見ても、これは酸性雨がどうい  
う影響を与えるかということが主眼であります。森  
林等の衰退兆候というふうなことでいいかと、  
必ずしも衰退兆候というのは、あらわれていると  
ころはごく限られている、こういうことでありま  
すし、その原因自体も過密とか被圧の影響とい  
うものが圧倒的多数を占めておりまして、議論と  
してはあり得るわけですが、現在、なかなか  
そういう意味での、松くい虫以外の要素があるの  
ではないかということに関しては、私どもも確た  
る知見は持ち合わせていない。やはり、松くい虫  
あるいはマツノザイセンチュウ、マダラカミキ  
リ、こういうことに焦点を絞った対策が重要では  
ないかと思っております。

ただ、御指摘のとおりで、例えば伐倒駆  
除とか薬剤散布だけではなくて、薬剤の樹幹注入  
による対策、あるいは天敵を利用するという意味  
でアカゲラ等の巣箱を多数設置して生物的な防除  
を図るとか、そういうことも組み合わせると効果的  
な松枯れの防止ということに現在取り組んでいる  
状況でございます。

○渡辺孝男君 なかなかすばらしい松の景観、松  
島とか象潟とかあるわけなんです、そういうと  
ころの大事な松が失われてしまいますと観光価値  
も減ってしまうということで、松枯れ対策、いろ  
いろな研究成果を生かしながらしっかりと取り組ん  
でいただきたいと思えます。

最後になりましたが、今回の林業基本法改正案  
の中で基本理念の一つを示した第三条二項では、  
林産物の利用の確保が重要である、そのように述  
べられているわけでありまして、その意味で、バイ  
オマス利用を含め木材利用の促進をしていくべ  
きと、そのように考えますけれども、この点、大  
臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 木材は人や環境に優しい  
すぐれた資材でありまして、その利用を通じて我

が国林業の活性化、森林の適切な管理に資するも  
のであることから、木材利用について国民への普  
及啓発を図るとともに、住宅や公共施設等への地  
域材利用の促進、またバイオマスエネルギーとし  
ての利用など、木材の利用促進に取り組んでまい  
りたいと考えているわけでありまして、このう  
ち、木材のバイオマスエネルギー利用について  
は、地球温暖化の防止や廃棄物の減量化等によ  
り、二十一世紀の我が国を循環型社会としていく  
上で極めて重要と考えております。

今後とも、関係府省と連携を密にいたしまし  
て、積極的に促進してまいりたいと存じます。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○山下栄一君 先週、たしか水曜日だったと思  
いますけれども、特殊法人等の改革基本法が、こ  
れは議員立法で成立いたしました。これにつきま  
しては我が党も、これは与党参画前から行政改革  
の柱として取り組んでまいりまして、法案化の作業  
も進めてきたわけですが、先週水曜日成立  
したということは、非常に大きな意義がある、枠  
組みができた、このように考えておるところで  
ございます。その基本法に基づいて、政府のもと  
に特殊法人等改革推進本部、本部長総理大臣、設  
置されまして、厳しい事業見直しを含めて改革に  
取り組んでいく。現内閣は構造改革に全力で取  
り組んでおられて、聖域なき構造改革、激しい反  
対の動きもある中で進めようとしておられるわけ  
でございます。もちろん、農水省所管の特殊法人も  
ある。

そんな中で、六月二十二日には、既にさきにス  
タートしております行革大綱に基づく行革推進  
本部事務局で各特殊法人の事業の見直しがずっと  
行われてきた。そして、中間取りまとめが行われ  
て発表されたわけでございます。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

この中間報告を読みますと、「聖域なき構造改  
革」の一環として、特殊法人等改革についても、  
「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委  
ねられるものは地方に委ねる」との基本原則のも

とに、特殊法人等をゼロベースから見直し、財政  
支出の大胆な削減を目指すこととしておられる。  
そして、「この中間とりまとめに基づき、まずは  
各特殊法人等の事業について、廃止、整理縮小・  
合理化、民間・国その他の運営主体への移管等の  
具体的見直し結論をできる限り早期に得るべ  
く、各省庁等における」、農水省も含まれてお  
ると思っております。「積極的な対応を求めるとも  
に、各方面から寄せられる御意見も参考としなが  
ら検討を進めていく。」と、このようにございま  
す。

ただいま、緑資源公団、平成十一年に新しくま  
た新体制が発足しました。それぞれ事業もあるわ  
けですけれども、事業についても一つ一つ厳しく  
いろいろ見直されつつあるわけですが、小  
泉内閣の一員でございます武部大臣も、農水省の  
構造改革に取り組むために大臣に就任されたので  
はないかと私は思うわけですが、こういう  
大作業についての閣僚の一員としての決意をお聞  
きしたいというふうに思っています。

○国務大臣(武部勤君) 小泉内閣における聖域な  
き構造改革、またゼロベースというようなこと  
で、すべてのものを徹底見直しをするということ  
については私も全く同じような考えでございます  
と、農林水産省関係につきましてもぜひそういう  
決意のもとに努力をしていきたい、かように考え  
ております。

○山下栄一君 林業の関係で事業を取り上げます  
と、例えば水源林造成事業というのが緑資源公団  
の事業としてある。この事業が、公団をもし廃止  
するとしたらどこがこれを承継するんだという、  
そういう観点からの考え方も私は大事だというふ  
うに思うわけでございます。

それで、この水源林、水源保安林、これは国民  
すべてに公益的な使命があると。だから、民間の  
民有林の森林所有者ですか、非常に人類にとつて  
は大事な財産だけれども、そこは私有地だ。だ  
けれど、その方は高齢で、施業ですか、そうい  
う取り組みもないということですよ。だから

それを公団でやるというふうなことになるって  
とは思っていただきたいと思います。

一般会計の公共事業にもこの水源保安林の造林  
事業というのがあると。森林保全整備事業の中に  
位置づけられておられるわけです。これと、公団が行  
う同じ水源林の保全のための造成事業ですか、こ  
れは、だからどこが違うんだと。違うから別にす  
み分けてやっているんじゃないかと。違ってもいい  
かと。それは今のままでいいのかという観点で、また  
国民の関心も物すごく高まっている中で、そうい  
う国民の意欲を結集する形で、森林所有者の方が  
意欲を失って荒れ放題になっているところを、公  
団という仕組みではなくて国民参加型で何かでき  
ないのか、そういうことも考えていくのが私は本  
来行政の新しい使命ではないかと。コーディネー  
ト機能というんですかね。公益的機能だから公団  
というふうな結びつかなくてもいい時代を迎えて  
いると。それほど国民の関心が高まっているんだ  
から、それを生かす形で、その森林所有者も元氣  
が出るような、そんな仕組みがでないのか、こ  
んなことを私は考えておるわけでございます。

一般会計でもやっている、同じように似たよう  
なところが。それを公団でやらにいかぬ理由を  
明確にお答え願えますか。

○政府参考人(中須勇雄君) 前に幾つかの事業  
の、あるいは森林の整備という関係のところでも  
申し上げたかと思いますが、森林の持つている水  
資源の涵養という機能を十全に発揮するために  
は、植林に始まる一連の森林整備の作業が必要だ  
と、こういうことであります。そのために、基本  
的には、民有林につきましても民間の方々がある  
ということのみならず、それは財産としての材  
木が将来できるというのを期待してそういう行  
為をする、それに対して国が助成を行ってそうし  
た活動を積極的に推進する、しかも、でき得れば  
公益的機能が十全に発揮できるような方向にそれ  
を誘導するという意味で助成を行っているという  
のが、一般会計で森林整備という形で助成を行っ  
ている形であるわけでありまして。

それに対しまして緑資源公団が実施してあります水源林造成事業というのは、そもそも民間の所有者が持つておられる土地なだけども、民間の方ではもう造林をしようという全く意欲がわかない、あるいはなかなか期待できない、そういう奥地の水源林である、しかし水源涵養の上からは大変重要な保安林等であつて、ぜひそこで立派な森林を整備したい、そういう場合に緑資源公団がいわば所有者にかわつて事業を実施する、こういうふうな形で設けられた仕組みだと、こういうこととあります。

もちろんそのほか、大変奥地でございますので、いわゆる上流から下流まで非常に広範に受益がわたる、それを一定のごく上流部に公的資金を投入することから、国としてやるべきではないかというふうな話であるとかさまざま要因はあるわけですが、基本は先ほど申しましたような点であります。

現在、森林所有者等による森林の整備ということが、ただいま申しました奥地の水源地域以外においても大変厳しい状況に置かれていて、通常の場所でもなかなか手入れを行うことがおこなわれている、そういうような状況の中で、奥地における水源林を造成するという意味においては、こういった公団による植林というものが大変有意義、それなりの意味を持っている、こういうふうな私どもも思つてこれまで進めてきた、こういうこととでございます。

○山下栄一君 一般公共事業でそういう水源林の地域の施設を行う主体、作業を行う主体というのですか、それと公団が行うときに実際作業を行う主体というのはどういふふうに違うんでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 基本的には、森林所有者自身が自分で森林施設を行うという場合には、もちろん自分で木を植えたり下草を刈つたりということがございますが、一定規模以上になつて、例えば、自分でやりたいんだけれども施設は森林組合に受託することになれば、実際の

作業は森林組合が行うことにならうかと思つております。

また、緑資源公団の場合も同様でありまして、みずから公団の職員が造林、保育、間伐をやつておられるわけではなくて、それは民間のそういう事業者に対して、森林組合等の事業者が事業を委託してお願いをするということとでございますので、それぞれやる場合に、形の上で、実施する人、人そのものは同じになる、そういうことは当然あり得ると思つております。

○山下栄一君 では、一般公共事業の場合も作業主体は森林組合中心だと。公団がやると言つたつて、公団の職員というよりも森林組合のところ受託してやつておられる。出すお金も、三分の二は一般公共事業の場合にも国が支援していると、大ざつぱに。それで、公団がやる場合にも、財政投融資主体というよりも税金の方が多いと。税金が三分の二だと。私は余り変わらないように思つておすね。一般公共事業でやつておると。公団でなぜやらないかぬのかと。

それは、一般公共事業の場合は所有者が負担せにやいかぬと。公団がやる事業について、そういう事業については所有者が負担する気がないと、荒れ放題だということだと思つておすね。だから、伐採で得たお金を折半しようかということだと思つておすね。僕は公団が主体でやつておるといふふうな余り思えないんですね。公団が行つておられるこの事業、財源も三分の二は税金だ、作業主体も森林組合だと。

僕は、そういう国民みんなのためになる森林だけれども、その所有者はお年寄りの、高齢者の方でもう施設意欲がつかないかというところについては、理想論かも知れませんが、特殊法人がやるというのじゃなくて、一般国民の方々が参加して、そしてその意欲の衰えた森林所有者と結びつけていくような役割を行政がやるべきだと、例えば県とか。規模の小さい単位では、棚田オーナー制度もそうでしょうし、里山保全条例のある地域ではそういうコーディネート機能を

行政がやつて、こういう国民のためになるような環境保全型の作業については国民参加型でやつておられるという仕組みの方が正しいのではないかと。ちよつと理想論かも知れませんが。

そういう時代で、みんなが関心持ち始めているわけですから、昭和三十六年に林野庁から公団に移した当時と状況が変わつてきておられる。そういう国民の意欲をかき立てるような、それは素人の方も多いかも知れぬ、だけれども、その方が僕は森林所有者の方も元気が出てくるのではないかと。将来、四十年か五十年後ですか、それ売つて、木材生産の収入、それが本当にそんなの成り立つのかというふうなことはもう全然見えない話で、そんなことを公団がやるよりは、これは見方を変えて、国民参加型の方向の仕組みを考へるか、それが、今やつておる一般公共事業、それをまさに、森林組合主体かも知れぬけれども、国とか県がお金を出しているという一般会計で、そういうのを工賃しながらやるということも考へられるのではないかと。これが今回の特殊法人改革の一つの、もし公団がやらないとしたらど

こがやるんだということの一つの考へ方として、僕は素人ですけれども、そういう考へ方もあるのではないかと、そういうことを提案するんですけれども、長官はどのような考へ方でしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 確かに、今回の特殊法人見直しという改革の議論というのは、御指摘のように、もしそこがやらなければどがやるのかと、そういうような視点からも十全に検討して、どういふあり方が本当にいいのかという最終的な結論を得なければならぬ、そういう話だろ

うと思つておすね。そういう意味で、決してそういう考へ方自体を否定するわけではございません。ただ、私も今考へておられますのは、今この緑資源公団の行つておられます水源林造成事業を通常の森林整備事業という方向でやるということになつておられるかというふうなことになりまして、私は多分、こういう地域でなくとも、森林所有者の方々は森林の整備ということになかなか意欲を見

出しがたい状況になつておると。そういう中では、こういう場所が一番奥地で、木を植えるにしても粗悪地とか劣悪地であります。一番条件としては厳しいところでありまして、そういう意味においては、優先順位において民間ベースでいけば最後になつてしまふ場所でありまして、そういう意味で、こういった奥地水源林における水源林造成ということには事実上手がつかないということになるのではないかと、そういうような気持ちがあるというのが一点。

それから、ボランティアによるお話は大変新しい考へ方でございますし、将来、本当に森林所有者が意欲を失つた森林について整備をする主体をどう考へていけばいいかというときに一つの考へ方ではないかというふうな私ども今伺つておすね。

ただ問題は、現在でも非常にボランティアによる植林活動等盛んになつてきておられますけれども、それがやつぱりまだ残念ながら限定されているわけでありまして、できるだけ、できるだけというか、都会からある程度の利もあつて、極端に言えば一泊とか日帰りでも行つて森林整備の楽しさがある程度味わえる、やつぱりそういうところに今多くの方々が参加をしておられる状況でありまして、こういった奥地の水源林までボランティアでやるといふことには、将来そういう形になつていくということは大変望ましい姿ではないかと思つておすね。率直に言つて、今からそういう形に切りかえてはどうかという御提案については、なかなか現在では難しいのではないかと、そういうふうには思つておすね。

○山下栄一君 もう余り時間ないんで残念ですが、全くボランティアというのを言つておられるのではなくて、国民参加型と言つておられるのは、国民自身が負担もするんです。負担というのは経済的負担ですよ、所有者と契約を結んで。そのつなぎ役を行政がやつたらどうかということも言つておられるわけですが、そんな知恵も出しませんが、やはりそれほど国民の関心が高まつてお

と、山奥であろうとやるぞというふうな、ちよつと極端かもわからぬけれども、そういうふうな流れになりつつあるんだから、ちよつと昭和三十六年の状況と変わってきているのではないか、それを生かすような形の税の生かし方といひますか、そうしないと僕は国民がなかなか納得しないのではないかというふうに感じておる次第でございます。

時間が参りましたので、終わります。  
○須藤美也子君 長官、お体がぐあい悪いようです。ですから、ぜひお楽にしながら、余り長時間答弁なさらないで大臣に回す、そういうことで結構でございますので、ぜひ大事にしてくださいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。  
前回に引き続き、自給率問題について御質問をさせていただきます。

さきの参考人質疑で、森林・林業・木材産業検討会の座長を務めた参考人の方から、木材は食料以上の自給率低下で、森林に関する国民の関心は、むしろこのような自給率低下によって森林の危機的な状況に対する関心が強いと、こういう指摘がございました。

前回の自給率目標についての質問に対して長官は、木材の総需給量を数字で示し、なお参考指標として自給率を示すと、こういう御答弁でした。参考指標として出せるのですから、もう一步踏み込んで基本計画の中にこの数字を明記すべきではないかと、このように常識的には思うんですが、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま先生のおっしゃった前段に、私どもは、森林・林業基本計画においては、目標とすべき具体的な国内における木材の供給量、利用量、それを絶対量として示すということをやった上で、お話しのように全体の需給量、ですからそれで割れば自給率が出てくる、こういうものをあわせてお示しをすると申したくてあります、基本はあくまでも、二十年先、五十年先においてどれだけの木材が国内で生

産され利用されなければならぬか、こういう数値目標は明確にするというふうに申し上げているわけでございます。

○須藤美也子君 それじゃ、基本計画の中で自給率の方向というか、そういうものを示すというんですか、こう理解していいんですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 率ではなくて絶対量で基本計画の中では明確に示したい。それは、前回の御議論でも申し上げましたが、現在の我が国の森林の蓄積なりあるいは将来にわたる森林整備の姿ということを考えて、これから精査いたしますけれども、当然のことながら現在よりも国内産の木材の供給量は増加をする、こういうものが当然の姿として我々考えられますので、それは率でいえば当然上がっていくというのが基本的な方向だろつと思ひます。

ただ、率というのは、分母が動きますから必ずしも確定的なものではございませんけれども、絶対量としてお示しをしないと、これが基本的な考え方であるというふうに申し上げたわけでございます。

○須藤美也子君 それじゃ、数値的なものを示すと、そういうことで理解をしたいと思ひます。それで、食料と林業は確かに違うと思ひますが、食料・農業・農村基本法では食料自給率を十年間で四五%にするという目標を掲げました。国民的にそれに向けてやろうという目標でしたよね。ですから、私は、林業、衣食住というのは人間が生きていく上で最も重要な問題だと思ひます。食は基本法で自給率を四〇%から四五%に十年後すると。住宅の住というものは、人間が生きていく上で安全で安心な住居、こういう住居を求めて住宅を建設するわけですから、そういう点で国内の木材の自給率を高めていくということ、今二〇%ですか、二〇%を切っているわけですから、しかも、山を見れば蓄積されている成木がたぐさんあるわけですよ。ですから、そういう点で私は、もつと手当てをする、手当てをする、そういう問題も含めてもつと林業の活性化を図つ

ていく、そういう点が非常に必要だと思ひます。

(理事岸宏一君退席、委員長着席)

しかし、私がこの間申し上げましたように、今、年間の木材の消費量は一億立方、さらに年間の増加量は八千万立方ですよ。そうすると、利用されていない木材がたぐさんあるということなんです。そうすれば少なくとも、この前、何度も言ひますけれども、半分の五〇%は日本の国内産で、国内産材で賄うことができる、こういうふうな考えられるわけですよ。

そういう点で、林業、木材産業の振興のためにも、よし今度の基本法ができたならば本格的にやると、こういう姿勢を広く国民に示していく、この姿勢が求められていると思ひます。これが基本法の本質であると思ひます。これが基本的な目標も含めて、そういう目標を掲げてやるといふ、こういう姿勢を国民に広く示してほしい、これが多くの林業やそれから国民の願ひなんです。そのことによつて森林はよみがえるだろうと。どうですか、大臣、その点について。

○国務大臣(武部勤君) 食料の自給率と木材の自給率というのは、私は基本的に違うという認識です。

今度の林業基本法というのは森林の多様な機能の發揮ということが理念でありますので、そういう意味では国産材の自給の問題だけではありませぬ。さらに、我が国の森林蓄積量というのは相当にあるということも先生御案内のとおりでございますので、ここで自給率目標というものをあえて示さなければ国内の自給体制というものを拡大するということができないというわけではないんだらうと、かように思ひます。

さような意味で、今長官が答弁されましたように、いずれにいたしましても、林産物の供給及び利用に関する目標とすることは定めることとしておるわけでありまして、目標とすべき具体的な木材の供給量や利用量、あるいは木材利用の方向について提示するというのを申し上げているわけ

でございますので、木材の総需要量を見通すということは重要であります。自給率について参考指標として示すというのを長官が答弁されたということについては御理解いただけるのではないかと、私はかように思ひます。

○須藤美也子君 参考資料に数字を示すということではなくて、もう一步踏み込んで、この目標に向かって森林あるいは林業をやっている方々に希望を与えたい。二〇%でも、今二〇%を切っているわけですから、その倍になつても四〇%ですよ。そういうふうになればどうなるかというビジョンを示していく、これが基本計画の中では必要だと思ひますので、ぜひ基本計画の中で検討をしていただきたいと思ひます。

さらに、自給率の引き上げのために重要なことは、八割を超える安価な外材が依然として入ってきているわけですよ。しかも二〇%を切つていて、あとの八割は外材に依存している、こういうことが問題だと思ひます。国産材や地元の木を利したくとも利用できない状況が今日の林業の状況であると思ひますが、その点はどうですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 昭和三十年代を通じていわゆる木材の自由化が行われた。この時点におきましては、国内における木材の旺盛な需要に対して国産材の供給では間に合わない、それをあえて国産材でさらに供給を進めるといふことになれば、過伐採と申しませうか、必要以上に木を切つて山を荒らすことになる、やむを得ない選択として自由化が行われた。

ところが、その後の推移というのが、その後、国内で森林蓄積を次第に増加させていくという点では大きな成果を上げて、前回お話し申し上げましたように、三十七、三十八億立米の蓄積まで持ってきた。しかし、はつと振り返つてみれば、その足りないときに一生懸命入れた外材というのが今、日本国内市場を席巻している状況になつて、これが今の状況だといふふうに私も思つておるわけでありまして、やはりここで原点に立ち返つてどうか、森林を我が国におい

て多面的な機能を十分果たすように整備をするというの、林業と裏表の関係でそういうことが可能になるわけでありませぬ。

そこで、健全に行われる林業からどれだけの木材が生まれてくるか。今一年間に一千八百万立方メートルの木材が生産されているわけでありませぬが、これが例えば倍になれば三千六百万立方メートルの間に供給されたいわけでありませぬが、仮に三千六百万立方メートルの木材が国内で供給されたいなら、これは数字には予断を持たずにお聞きいただきたいわけでありませぬが、ただ供給されたいだけでは決して使われることがないと思ひます。そこで、そういった国産材が末端までちゃんと使われていく、どうやればそれが利用できるのかという体制をしっかりとつくりなければならぬ。そういった基本的な道筋を基本計画の中でも示していきたいということでありませぬし、各種の施策をこれから強化することによってそういうもの裏打ちをしていきたいというのが今の私どもの考え方になっていくわけでありませぬ。

○須藤美也子君 確かに、現行の林業基本法の第十六条で「外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。」、こうありますね。これは高度経済成長に伴う木材需要の高まりと国内供給体制のギャップの中で、結局はこの十六条というのは輸入を促進するための基本法ですか、これになったと思ひますね。しかし、その後輸入がどんどん増大していく、そのツケが今森林の荒廢に結びついている、しかも林業も全然成り立たなくなっている、こういう状況になってきていると思ひます。

例えば、先ほど自民党の岸さんが山形県の状況もおっしゃいました。私は、別の角度から言えれば、あの岸さんの、町長をなさっていましたから、金山町というのは秋田杉に次ぐ金山杉として有名なんですよ。ところが、県内産の林木で、金山町ですよ、首都圏で家を建てようと大工さんもセットで運動しているにもかかわらず、安価な外

材との競争でせつかくの取り組みが効果が上がっていない。これは山形県だけではないです、全国各地で首都圏に自分の県の木材を使ってもらおうと、こういうことをやっているわけですよ。

ところが、山形県に酒田港という港があります。皆さん御承知と思いますけれども、酒田は本間様で有名な港でございます。この酒田港にはこれまで南洋からラワン材がどんどん入ってきまして、現在は南洋のものは一切入っていません。それは、環境問題で南洋のものはやらないと、こういうことに入っています。ところが、アメリカなどの合併会社によって製品化されたものが酒田の港に入ってくる。大きな工務店は安価な外材を扱っているハウスメーカーから外材を求めると構造になっているんです。こうした需給のものを正すことを抜きに自給率の向上はないと思ひます。林業の振興にもつながらないと思ひます。

法案の二十六条に輸入の制限等を盛り込みました。この条項を実効あるものにしていくためにも、輸入依存から、国産材の利用を拡大し木材産業の振興に積極的に取り組む制度が必要だと思ひますが、大臣、大分お疲れのようでございませぬが、どうでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 確かに現象的に今、先生がおっしゃったような事態があるわけでありませぬ、これをどう解決していくかというときに、私もやはり、国産材というものが外材になぜ負けるのか、それは決して価格だけではないわけでありませぬ。先ほど来申し上げておりますように、同じような用途に使える材の場合、価格では外材より安くなっていると、そういうことすら現在ではあらわれている。

そういう状況のときに、いわゆる市場のメカニズムということを見無視して一方的に輸入制限をすることかということでは事柄は解決しないのであつて、やはりまず国産材自体が、品質とか性能において、あるいは住宅メーカーの要請に応じてロットがそろつとか、そういうことを含めてしっかりと供給体制というものをつくり上げる、こうい

うことを抜きにして、輸入を規制すればうまくいくというふうにはなかなかならないのではないかと。

そういう意味で、私も、まず国産材について、品質あるいは性能というものがはつきりしたものを供給する体制をつくる、その今かなめになつておきますのは木材の乾燥というものをしっかりとやっていくことだと思ひますが、それが一点と、やっぱり地域、各産地と申しませぬが、において主要な大規模な出荷拠点というものをつくり上げていってロットをそろえていく、こういう努力、これをしっかりと取り組むことによつて、先ほど先生がおっしゃいましたように、今全国各地で、自分の近くでとれた木で家をつくらう、日本の国内でとれた木で家をつくらう、という民間レベルでの大変運動が盛んでありませぬ。多くの方がそういうことで一生懸命努力をされている。やっぱり、その背景には、国民の側、需要の側も、できることならそうやりたいなと、国産材で家をつくりたいなと、こういう気持ちがあるんだらうと思ひます。

そういうものと相まっていけば決して、もちろん、輸入ということに関して言えば、急増するよなときにセーフガードを発動してそれを防止する、こういうことは当然可能でありますし、また国際的な準則をつくって違法伐採等を防止する、そういうものは輸入させないとか、そういった意味での新しい木材の貿易ルールをつくるということに努力しなければならぬのは事実であります。外国に負けているから外国産についてシャットアウトしようというふうにはなかなかなりにくい。そこはやはり、まず国産材の供給体制というものをつくり整備して需要者の期待にこたえていくということを中心に据えて対応していきたいというふうな思ひます。

○須藤美也子君 乾燥の問題については後でお尋ねしたいと思ひます。そこで、私は前回の冒頭に第一次産業に対する大臣の責任についてお伺いしました。第一次産業

を本当に発展させる、それを第一義的に考えるならば、やっぱり外材よりも国産材を主役にした林業、そういうものに転換すべきだと思ひますよな。

私は、この間、韓国に行つてきました。国際議員連盟の第二回総会に行つて、その前に韓国の農業を調査してまいりました。五日間行きました。そこで非常に感心したのは、もう政府みずからリーダーシップをとつて韓国の農産物を大事に増産して、日本向けにいろいろ考えているようだけれども、非常に品種も改良しながら、技術の研究をしているわけですね。

そのスローガンは何か。何だと思ひますか。わかりませぬか。身土不二なんです。身土不二というのは、人と土地は一緒だということですね、人と土地は二つにならず。その身土不二をスローガンにしなから、農協のスローガンにも身土不二と書いてあるんです。それから、ジャガイモとかタマネギを運搬する段ボールにも身土不二と書いてあるんです。それが韓国の哲学だと思ひますね、ずっと続いた。地産地消といひませぬが、自国のものは自国で賄う、これが基本だと思ひます。足りないものは輸入する、それでなければ資本主義社会でも経済の常識的なルールは守れない。

そういう点で、私はWTO交渉においても、この問題について大臣からは積極的に交渉していただきたい、日本の国益を守るために積極的な交渉をしていただきたいと思ひます。それでなければ、食料についても林業についても、あらゆるものについて自給率はほとんどどんどん下がつてしまふ。しかし、国産も国際物と競争させる、競争して競り勝つて勝った者が生き残るなんというものが農業に通用するの、第一次産業に通用するの、こういうふうな思ひます。ですから、林業の自給率を向上させるためには、やっぱり外材依存のこれまでの姿勢から転換する、そういう姿勢に改める、これが改革ですよ。小泉さんが改革、改革と言っているんですか

ら、今までと同じような線で行って何が改革だと。これはやっぱり武部大臣、改革を断行すると最初所信で聞きましたから、それをやっていただきたいんです。どうですか。

○国務大臣(武部勤君) 身土不二という、いい話を聞かせていただきましたけれども、農業は、日本提案、もう先生御案内のように、いずれの国にもそれぞれの事情があるわけでありまして、それぞれの国の農業事情あるいは食料事情に合ったそういう存在というものをお互いに認め合ひましょうというものが日本提案の基本でありますから、今先生がいろいろ御指導されましたようなことを当然日本政府の考え方の基本に置いて交渉してまいりたい、こういうふうを考えているわけでございます。

林産物におきましても、今回の法案においては森林の多面的機能の發揮ということを高らかに掲げているわけでありまして、林産物はお話のとおり、公益的機能を有する森林から供給される再生産可能な天然資源でありますので、次期WTO交渉におきましても、地球規模の環境問題、資源の持続的利用、輸出入人間の権利義務のバランスといった観点を踏まえて、枠組みを確保しつつ交渉を行う必要がある、こう考えているわけでございます。

このため、今後の交渉においては、シアトル閣僚会議で連携を図ったEU、韓国等とも協力し合ひまして、持続可能な森林経営の推進に資する貿易ルールが確立されるように取り組んでまいりたい、かように存じます。

○須藤美也子君 WTO交渉についてはきょうの課題でありませぬから、その時点でいろいろ議論になると思いますが、

林業についても一つ。この間の参考人、速水林業の速水さんのお話を私は聞きました。日本の私有林は材価の大幅な下落によって経営の危機に陥っている、速水林業は皆伐で五十八万八千円の収入、それに対して植林

等の必要な経費は八十五万五千円が必要、これでは完全に三十万の赤字です、日本の一般的な林業経営の持続的森林管理は不可能になっている、持続的な経営とか持続性を保つための再造林を前提とした伐採は経済行為としては既に意味がなくなつた、こうおっしゃっているんです。これは林業全体を停滞させようと思つて、国が価格対策を位置づける、これが緊急の課題になつていふと思つておられる、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 確かに、現在の価格、材価の状況のもとで林業経営が経営として持続的に健全に發展をしていくというのは大変厳しい状況にあるというのは御指摘のとおりであります。

そのために私どもはさまざまな対策を講じていかなければならない、こういうふうにお思つておりますが、その基本は、例えば森林の再生産ということ、植林をし、下刈りをし、間伐をしていく、こういう一連の作業に対して、ある程度手厚い国及び都道府県による公共事業による助成ということが現に行われているわけであります。しかし、それをもつてして十分かというところ、これは必ずしも、場所、経営、その他によつて異なりますけれども、決して十分とは言えない、そういう中においてもなかなか採算上苦しいというのが実態だと。

こういう中で、一つの試みとして、今度の新しい基本法の十二条の二項では、新たな地域における森林整備のための取り組みについて支援を行つていくという方向を明らかにしております。これは、一定のまとまつたというふうでしようか、地域的な単位でしっかりと森林施策ということを行う、そういう場合に、その森林施策の大前提となるような現況調査その他の活動について一定の、これから詰めていかなければならないわけであり、定額による助成の制度というものを考えていけないだろうか、こういう問題意識のもとに新しく設けた条項であります。

例えばそういったことを実施していくということを含めまして、決して現在の状況で今の林業経営が十分やっていると見られる状況だといふふうには我々も思つていないわけでありまして、国の立場からいろいろな新しい支援策を考えていきたい、それはそういうふうにお思つております。

ただ、問題は、我が国は自由主義経済でありまして、市場のメカニズムが、消費者の意向というものが生産者に伝はつていく、そういうシステム自体はしっかりと確保した上で、ただそれだけに任せては林業自体が健全な發展を遂げられない、そういう部分に国として必要な支援を行つていく、こういう考え方で対応していきたいといふふうにお思つております。

○須藤美也子君 支援といつてもその内容がなかなかわからないですね。価格と所得で支援する、こういうような具体的なものが限られ、支援、支援といふのは、私、林業家ではありませんから、どういふ支援がされるか、なかなか具体的に見えてこない。

そこで、この基本法案は、林業や木材産業を振興させる、その保障を盛っている法案なんです。例えば、現行の林業基本法にあった第三条、林産物の価格の安定の条項を今回の法案で削除しましたね。それで、今回の新しい法案が、価格の安定とか林業をやれませぬという、そういう希望の持てる保障があるのかどうか、これは大臣、説明していただけますか。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま先生のお話になりました林産物の価格の安定という条項に關しては、確かに旧基本法では十六条に林産物の価格の安定という条項があつたわけでありまして、これは先ほど来のお話とも関連するわけでありませぬ、昭和三十九年当時、どちらかといへば基本的には需給関係は現在と逆で、木材需給が逼迫して価格の高騰が懸念される、こういう中で木材の価格の安定をどう図るかということで、輸入の円滑化ということも一つの施策として念頭に置

きつつ設けられた規定だ、こういうふうにも私ども理解をしていくわけであります。

○須藤美也子君 わかりました。

それで、大臣にお尋ねします。林産物の需要及び価格の安定に対する施策、この条項は、これははっきり明記すべきだと思つておられる、この点は大臣の采配です。頭をかしげないで、ひとつずつとやつていただきたいと思つておられます。

○国務大臣(武部勤君) いわゆる価格支持施策について基本法に盛り込むべきという先生の御意見だと思つておられる、基本的には市場における競争のもとで価格が形成され、需要に見合つた供給に努力するといふ市場メカニズムの利点を生かすつ、森林の整備・保全の支援あるいは国産材の需要拡大等の観点から別途支援施策を展開していくということが私は国民の理解を得る上で最も適切でないとはいへないか、かように考えるのであります。

○須藤美也子君 今、苦勞して赤字の中でも頑張ろうとしている林業家にとつて、きちんとそういう支援なら支援、その内容も含めて、もう意欲も失うようなこういう基本法にならないように、ぜひ基本計画の中に盛り込んでいただきたいと要望したいと思います。

次に、二十五条、「林産物の利用の促進」という項目があります。

国は、国内の林産物利用促進のためにどのような具体的な施策を持つていられるでしょうか。もう時間がありませんので、長官でしよう。

○政府参考人(中須勇雄君) この新しい二十五条は、先ほど来御議論があつたそういうことを受けていられるわけでありまして、林産物の利用の促進が図られないということは森林の整備自体にも大きな影響を及ぼすという意味で、森林が多面的な機能を發揮する上でも林産物の利用の促進を図つていく、これが重要な、こういう考え方でございます。

そのためには、一つは、先ほど来申し上げておりますように、国産木材というものが競争力を幾

つかの点において外国産材に比べて失っている側面がある、そこをどう立て直していくか、これは木材産業の構造改革ということもつながるわけであり、品質、性能において明確な材を供給する、あるいはロットをそろえる、そういうことが中心の課題になるかと思えます。

それからもう一つは、利用の促進という意味でいえば、やっぱり新しいというか、例えば今、間伐に一生懸命取り組んでいるわけですが、間伐材というのをどういうふうにご皆さんに利用していただくか、そういう意味では、国が音頭をとりつつ各種の公共施設に木材を利用する、あるいは公共事業の資材として間伐材を積極的に利用していく、そういうことも大きな課題だ、こういうふうにご考えているわけでございます。

申しわけございません、一つ申し忘れましたが、バイオマス等を含めた新しい木材の利用ということも一つの道でございます。

そういうものを総合的に講じていく、こういうことであります、それは新しい森林・林業基本計画の中で国産材の供給数量と目標数値というものが示された段階で、それが現在よりかなりふえるということは当然でございますので、それをどう利用していくかという意味で、こういう施策によってそれを国内で使っていくのであるという方向を明確にしていきたいというふうに思っております。

○須藤美也子君 その場合、都市基盤整備公団とか、あるいは地方住宅公社などの建築や増改築、公共土木事業の仕様書に国産材の使用を明記し国産材需要の拡大を図るよう具体的な提起を行うべきだと思えます。これは農水省だけではできないかと思いません。関連する省庁とも連絡をとり合せて国産材を使うように、そういうアピールをぜひやるべきではないかというふうに思うんですが、その点、どうですか。一言でもいいです。

○政府参考人(中須勇雄君) 私ども、現在も各種公共施設あるいは国あるいは都道府県が関与し得る形での分野について国産材の利用促進、地域材

というふうにご言っておりますが、それをお願いしております。そういう意味での努力は引き続き続けていかなければならない、こういうふうにご思っております。

ただ、例えば、今お話が出ましたように、特定の公社公団とかあるいは国とかについて、国産材というふうにご規定をして発注する際の仕様を固定するということにしまして、いわゆる政府調達協定等の問題がございますので、どこまでできるかというふうな問題があるということだけ一言申し上げておきたいと思えます。

○須藤美也子君 どこまでできるかなどと気弱いことを言わないで、積極的にやる立場で頑張らなければ何のために林野庁があるのかわからなくなるでしょう、存在感が、頑張ってくださいよ、ほかの省庁に。そんな気弱ではだめですよ。

最後になりますけれども、通告はしていないんですけれども、副大臣は雪国の新潟の長岡ですよね。それでしよう。

○副大臣(田中直紀君) はい。

○須藤美也子君 お宅はそうでしょう。その副大臣のおうちは国産材でつくられているんでしょうか。

○副大臣(田中直紀君) ちょっと前のことなので私自身は国産材かどうかわかりませんが、既に四十年ぐらいいもつておりますから、そういう面ではそれなりに国産材を使わせていただいていると思っております。

一言つけ加えさせていただきますと、新潟県と山形県は隣り合わせであります、一番近い山形町で林業と漁業を中心にやっております。したがって、今度その加工センターをスタートする、こういう中であって地産地消ということをしつかりと打ち立てていこうと。これも、新潟県もやはりしつかりと木材を、港もありまして輸入材もどんどん入ってまいりますけれども、しかしやはり保証をしながら、五十年あるいは北海道のように八十年の保証つきということに国産材を採用する、そしてまた、県も市町村も何とか補助をして

いこう、こういう動きが出てきておりますし、私のところも建築をやっておる会社がございますから、山形県の木材よりは新潟県の木材を使つてしつかりとやっていきたい、山形県も頑張つていただきたい、そんな思いでございます。

○須藤美也子君 山形と新潟の競争ではなくて、やっぱり全国的に国産材を大いに使おう。そして、国産材で個人の住宅をつくること、ごそれだけの国産材の消費量になっていくか、これが問題だと思っております。しかも、名所旧跡の神社仏閣とかそういうところは、何百年たつても壊れないです。それは国産材だからなんですよ。やっぱりそれぞれの風土に合った住宅というか、その森林を使うと。

日本は湿気のあるところですから、やっぱりそこです。育った林木、材木が一番合うと思っております。ですから、そういう点で私は、その地域の県産のものとかあるいは日本の国産材を使うこと、これが非常に重要だと。そのためには、日本の家の耐用年数というのは少ないですよ、二十六年、イギリスでは七十五年、アメリカでは四十四年、日本は二十六年ですよ。これはやっぱり国産材を使うことによって耐用年数も長くなる、そういういい面もあるわけですから、ぜひ国産材を使つて、林産物の利用の促進、この条項がきちんと生きるようなそういう内容にしていきたい、このように思っています。

以上で終わります。

○谷本龍君 長官に伺います。初めに、伐採跡地対策についてであります。

平成十一年当時の民有林伐採跡地の面積は十萬九千ヘクタールでありました。このうち、二万二千ヘクタールの人工林が伐採後三年以上たつても植林はされないという状況にある。農水産省が実施いたしました林家のアンケート調査によりまして、全体の八割の林家が伐採跡地に植林しない、こう答えております。

とおりでございます、しかもその後の状況をいろいろ伺いますと、さらにそういう状況がふえているのではないかとすることも懸念されているわけでありまして、私ども、やはり伐採跡地に植林が行われたいというところは、いわゆる森林木材というものが循環型社会の形成に欠かせないと言いつつながら、その輪がまさに崩れるということもございまして、重要事項として対処していかねばならない、こういうふうにご考えております。

第一点は、言うまでもございませんが、ある意味での規制の強化と言つて大げさでございますが、今回の森林法の改正によりまして、伐採の届け出に当たりますと、その後の植林も届け出事項にすると、どのように植林をするか。場合によっては、そのとおり行われていない場合には再植林を命ずる、こういうことも可能にする道を開きまして、伐採跡地に植林を行っていくということを確認したいという話の一つでございます。

それからもう一つは、全国で、今お話しのとおり、二万二千ヘクタール程度存在する造林未済地を早期に解消するという観点から、平成十二年度から、伐採後三年以上放置されている林地を対象にいたしまして、通常よりも高率の助成によりまして、緊急かつ確実な造林を実施する造林未済地緊急整備対策ということに現在取り組んでいるところでございます。

なお、いづれにしても、現在の木材価格の状況のもとで、伐採をしてその後再造林というのが林家にとつてかなり経済的にも大きな影響があると、こういうことの中で、伐採後の再造林と育林コストの負担が大きい従来の皆伐をして新植をするという方式から、長期育成循環型施設と言つておりますが、抜き伐りを繰り返しながら徐々に更新をしていく、主伐に準じた形で抜き伐りによって一定の収入を得つつ徐々に更新を図っていくような、そういう施設の導入ということを十三年度から新たに助成対象にしたところを、十三年度から新しいような施策を組み合わせることに、





この区分が木材需給調整につながるのかどうか、このところは今の長官の答えでは私には全くわかりません。そういうふうにつながるのなら、きちっとその点は明確にすべきではないでしょうか。あいまいにするのは、これはいけませんよ。どうなんですか、そこは。

○政府参考人(中須勇雄君) ちよつと、木材の需給調整という意味を私、十分とらえていないというか、そういう意味におきましてしつかりとしたお答えになっていないのかなというふうに思いますが、基本は、森林を三分に設けるということ、森林の有する多面的な機能というものをできる限り十全に發揮していく、傳統的に發揮していく、そういう体制をつくるということに基本的な意図があるわけございまして、ちよつと正確な図がえ方かどうかわかりませんが、需給調整を行うためにそういう区分を行うということでは全くございません。

○谷本魏君 しかし、結果だけ見ればそういう状況になっていくわけでしょう。そして、それをまた情報としてきちんとして流していくという判断なんですよ。だったら、やっぱり需給調整もきちつとつながっているじゃないですか。どうなんですか。

○政府参考人(中須勇雄君) ちよつとその辺を先ほど最初の答弁で申し上げたつもりだったんですが、意図がどうかということとは別にいたしまして、基本的にはそういう三分にして、それぞれに望ましい森林施業の姿を明らかにしていくということ、日本国内において生産される木材の量ということでは抑制的に働くということとは御指摘のとおりでございます。

○谷本魏君 もう少し聞きたかったんですが、時間がなくなってきましたから、先へ移ります。

次に、多様な森林整備の構想について伺いたいと存じます。

林政改革大綱は、公益的機能区分に応じた関連施策を講ずることについて以下のように述べてお

ります。「郷土樹種の育成、環境保全等の面で優れた広葉樹の導入を進める等、多様な森林整備を進める」と、こう言っております。具体的な整備構想、これを端的にひとつ伺いたいのです。

○政府参考人(中須勇雄君) この林政改革大綱に示された考え方というのは、戦後の我が国の人工造林というものが、一面では森林蓄積を非常に大きなものに現在育てつつあるという意味において大きな成果を上げたということと同時に、非常に画一的、一面的であったという反省をある意味では込めて、たぐいまれ御指摘のような郷土樹種育成云々、あるいは広葉樹の導入を進めるなど多様な整備を進める、こういうような言い方でその辺を示したと、こういうことだろうと私も理解しております。

したが、先、それから先、もちろん新たに植林をする部分というのは決して多くはないわけでありまして、時間がかかるわけではありますけれども、森林と人との共生林を中心としながら、特に具体的に指摘をされております広葉樹の導入、あるいは針葉混交林ということについてはぜひ積極的に取り組んでいきたい。まさに、森林というものが持っている木材生産以外の多面的な機能の中で、野生動物植物の生息、成育あるいは美しい景観、保健休養の場の提供、そういう意味で大きな機能を持っている広葉樹というものを重視していきたいというのが今の段階での私どもの心構えでございます。

○谷本魏君 次に、保安林の分類についてちよつと伺いたかったのでありますが、時間がなくなりましたので、先へ飛ばします。

きょうは、前半長官に伺って、後半大臣に伺おうと思っていれば、後半の時間がもう幾らもなくなってしまう。大臣に初めに伺いたいのは、環境税導入と森林整備費の財源確保にかかわる問題についてであります。

大臣は、これまでたびたび、森林は国民全体のものであり、国民全体で支えていくということ

を言ってこられました。ということは、民有林であつても環境時代を支える社会資本であつて、森林整備はまさしく公共投資ということになるのではないかと思ひます。

現在、大臣も御存じのように、道路特定財源の上乗せ税率を放棄し、炭素税などの環境税導入が検討されているようであり、森林整備費用の財源確保に向けて積極的にひとつ取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 森林は木材の生産のみならず、今先生お話しされましたように、国土の保全や水源涵養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の多面的機能を有しているわけでありまして、近年、これらの機能に対する国民の期待は層高まっています。かように存じます。したがって、適切な森林整備を国民の理解と協力のもとに進めていくことが重要だと、私はかように存じます。

林野公共事業につきましても、これまでは計画的かつ着実な森林整備を図る観点から、事業の重点化、効率化を図りながら所要の予算額の確保に努めてまいりたいと存じます。林政改革大綱におきましても、「環境税や地方自治体における法定外目的税に関する検討状況や過去の経緯を踏まえ、森林の公益的機能について国民の理解を得つつ、その發揮のための社会的コスト負担のあり方等について検討を行う」と、このようなこととされているわけございまして、幅広い観点から森林整備のための新たな推進方策や社会的コスト負担のあり方について私自身も前向きに研究、検討を進めてまいりたい、かように存じます。

具体的な改善内容等が、道路特定財源のお話もございましたけれども、これらについては具体的な改善内容等が明らかになった段階で、農林水産省としてどのような対応が必要か検討してまいりたいと存じます。

○谷本魏君 次に、大臣に自治体体制についての考え方を伺いたいと存じます。

森林整備を進めていく上で、自治体の役割は極

めて大きいわけであり、だが、その執行体制と、それを支える予算は十分なものとなっていないのではないかと思います。

大臣、その点どんなふうにお考えでありましようか。

○国務大臣(武部勤君) 森林整備を推進するため地方自治体の体制としては、各都道府県に通常複数の課から成る林政担当部局が設置されておりますが、各市町村においてもその実情に応じて一、二名の担当職員が配置されているところでございます。

また、予算についても地域の実情に応じておのの自治体が各種の予算措置を講じているところでございます。この点につきましては、それぞれの自治体の実情により対応されてきているところであり、今後、森林の有する多面的機能の持続的發揮を図っていく上で、各自治体における体制の整備や予算の確保が図られることが望ましいと、かように考えます。

○谷本魏君 今の大臣の答弁を伺いますというのと、人員でいうと一、二名というお話が出てまいりました。これは、一、二名というのは平均で見れば、大体そんな見当ということですね。ということは、かなり体制が弱体化という状況になっているなどというぐあいに受け取ってよろしからうと思ふんです。

そこで、大臣にもう一つ伺いたいの、森林交付税の見直し、この問題について伺いたいのです。

自治体の中には森林整備などの確保に向けて法定外目的税である水源税や森林交付税の導入に向けた取り組みが行われている例がかなりあります。一方、政府が六月二十一日に決めた構造改革に関するいわゆる骨太の方針は、地方税のあり方の見直しを打ち出しております。その具体化に当たっては、市町村合併を進めるため、小規模自治体への地方税割増し制度の見直しも検討されるというふう聞いております。

流の財政基盤の弱い自治体への地方税交付の削減がかなり大きな障害になっていきやしないかというふうに関心するのですが、その点、大臣、どうお考えですか。

○(国務大臣(武部勤君)) 森林整備を計画的に推進する上で、上流域等の地方公共団体が果たすべき役割は大変大きいということから、国庫補助事業による支援策と並びまして、森林・山村対策、国土保全対策など地方公共団体に対する財政措置が講じられているところでございます。

現在、地方交付税についてはさまざまな角度から見直しを含めた議論がなされているところでありますが、今後とも、地域の森林整備等が着実に進むよう、総務省と連携を図って努力してまいりたいと存じます。

○(谷本頼君) 時間が参りました。終わります。

○(岩本荘太君) 無所属の会の岩本荘太でございます。

最後でございます。林野庁長官に大分質問が集中しております。お疲れでしょうけれども、なるべく細かいことは聞かないつもりでおりますので、答弁書を余り見られないような質問にしたいとは心がけるつもりですので、気楽に御答弁いただけたらと思っております。

今回、この林業基本法といいますが、ある面でございますと、私の感想ではちよつとやつぱり遅過ぎたんじゃないかなという、こういうものもはつと早くつくるべきではなかったのかなというように気がしてならないわけでございます。といひますのは、もう森林に対する国民の関心というのは随分前からあったんですね。私などは、森林を担当いたしましたけれども、直接的な関与は余りなかったものですから、逆に言いますと、森林関係は何でこの追い風を、小泉総理の内閣の追い風と一緒にしなかせんければ、なぜこれを利用しなかつたかなというぐらい不思議に思えたわけですね。そういう国民的な支持があれば今までもう既に随分やれたんじゃないか。こういう多面的機能をきちつと出して、国民が期待してい

るのは結局、多面的機能だと思えますので、その辺から、何か遅過ぎたんじゃないかなという感想を持つていられるわけでございます。

(委員長退席、理事岸宏二君着席)

私なりにそれがどうしてかなという疑問を考えますと、やつぱり林野庁はどうしても林業に、森林というよりもむしろ林業に最後まで目を見詰め過ぎたといひますか、ずつと林業に偏り過ぎたところがあるんじゃないかな。ということ、森林という面でもとらえるとなかなか難しい面もあつて、林業という面の方が考えやすかつたからということもあるかもしれないが、そういうところから今こういうものに至つたというのが、遅きに失した、失してはいけませんけれども、遅くなつたんだなというような気がするわけでございます。

そこで、私も地方行政の中で林業に携つた人間でもございますので、そういう面からこの森林施策の展開の仕方について私なりの意見も含めて申し述べさせていただきます。

要するに、森林といつても非常に、林業と言つて話がとてもごつちやになるんですね。ということ、何といひますか、森林といふものを一言でなかなか言ひあらわせない、森林といふのはいろんな要素から成り立つていられるからではないかという気がいたします。

一つには、地域性をとりましても、どこの地域も森林資源に恵まれていられるわけじゃないわけですね。私の県、石川県ですけれども、石川県なんといふのは、歴史的に勉強しますと、どつちかといふと余り恵まれていなかつたんじゃないかな。前田藩のときに七木の制といふのがありまして、七種の材木は切つちやいかぬといふような制度で森林を保護したといふような、そういうこともございまして、私の知つていられる限りでは、例えば三重とか和歌山とか、岐阜もそうでしょうか、大分とか、北に行けば秋田とか、青森もそうですか、そういう恵まれたところもありますし、そういう面ではいろんなやり方が違つて、つかみ方が違つ

んだと思うんですね。

それから、樹種一つにしても、針葉樹でも違つて、広葉樹にしても、大体日本の半分から南の方はいわゆる常緑照葉樹といひますか、常緑樹が中心です。これによつて山地の土壌もほかの北の落葉樹のところとも随分違つていふ、いろんな面があると思うんですね。

それから、森林の関係者について見ましても、例えば森林の所有者、これは昭和二十年、三十年、建築ブームのころは忙しくて、林業に物すごく集中された時期があつたかもしれないけれども、私がお聞きしたところでは、森林、林業といひますか、それは所有者にとつては貯蓄だ。よく言われると思うんですけども、いわゆるお金があつて暇があるときに蓄えておいて、いざお金が必要になるときにそれを切ると。したがつて、その中間、毎日毎日飯を食う種ではないわけですね。

それに比べて、一方の林業労働者にしてみれば、これは毎日生活しなきゃいけない。行政の立場はその両方をうまく調整してといひますか、そういう両方のために施策をしながら、ある意味では国土資源という観点からやつていかなきゃいけない。そういう意思も随分違つていふかと思つて、そういう意味で、私はこの際、林業のこれから現状をつかまえるということが大前提じゃないのかなといふような気がいたします。ということ、例えば人工林として、林業としてやつていくところ、それからいわゆる保安林にもなるでしょうし、あるいは広葉樹林で、いわゆる多面的利用といひますか、そういう面の要素が多い地域、そういうものをきちつと分けて考えなきゃいけない時期に来ていられるんじゃないかという気がいたします。

それは、一つには、日本の国土という面から見ても、都市は都市計画法でそういうものをやつていられるわけですね。その外側の農地は、農振法で一応土地利用の形態をとらえて規制をしていられるといひますか、そういうもので計画的にやつてい

る。それがもうそろそろ森林に広まつてきたんじゃないかなという気がするんですね。

そういう面からも、土地利用分類といひますか、そういうものをしつかりとつかまへなきゃいけないんじゃないかな、それによつて施策を立てていかなきゃいけないんじゃないかなと思つていられるわけ、これはかねて、こういう場ではないんですけれども、前の林野庁長官とも随分議論をさせていただきました、ある意味では合意も得たと思つておられますし、今回の法整備も恐らくそういう要素はきちつと入つていられると思つていられるけれども、そういう面からしつかりと法的に整備して、そういう森林の分類といひますか、そういうものを進めていくことについて林野庁はどういうふうにお考えか。

○(政府参考人(中須勇雄君)) ただいまのお話は、まさに森林法に定める森林計画制度、全国あるいは都道府県、市町村、個人の森林施策計画とつながつていく一連の体系をどういふふうにご整備していかつと、こういう意味でのお話だと思つてい

す。そういう意味では、今回の改正によりまして、大きな方向として、森林がさまざまな多面的な機能を持つていられるけれども、主としてこういう機能をその森林には発揮してもらいたいといふふうな位置づけをして、それによつて、具体的な市町村の計画の段階では具体的にこの場所ではこういう森林施策を行うようにと、こういうような姿を明らかにしていくという意味では、先生のおっしゃつたような方向に今回の改正で進んだといひ、一つの前進といひか、そういう考え方だろ

と思ひます。

ただ問題は、まさに先生がおっしゃつたように、我が国の森林といつても非常に千差万別といひか、地域によつて差があるわけでありまして、それを全国森林計画、地域森林計画、市町村森林計画、こういう中で地域の多様性といひか変化といひか、そういう中で地域が多様性といひか、全国一本で決めたからみんな、いつも先生から御指



取り上げられたわけではなくて、当時、昭和三十  
六年段階におきましても木材価格安定緊急対策と  
いうものが閣議決定で行われておりまして、その  
間国有林でどれだけの増産をするか、民有林につ  
いても免税措置を講じてどれほどの増伐の指導を  
するか、そして三点目に輸入についてはどの程度  
の増加を目標にするかと、こういうもののセット  
で木材価格安定緊急対策と銘打って、そういう中  
で自由化に進んでいった、こういう形でございま  
して、決して林野庁がよそからないがしろにされ  
てこういうことになってしまったということでは  
なくて、やはりその当時の需給関係からして私ど  
もも外材の輸入ということが必要であると、この  
いう観点に立って一定の措置を講じたというのが  
実際の状況ではないかというふうに思っております。

ただ、現在の段階におきます木材をめぐって  
は、もちろんこれからWTO交渉その他があるわ  
けであります、こういう点につきましては、当  
時どういう経過をたどったにせよ、現在におい  
ては農産物と全く同様の考え方でございまして、私  
ども木材を主管している官庁として、木材貿易に  
関しては我々は責任を持ってやらなければならな  
い、こういう気持ちで取り組んでいく、このよう  
な気持ちでおります。

○岩本荘太君 それでは、大変結構でございま  
す。

そこで、外材の輸入と一言で言っても、いろん  
な用途別といたしますか、例えばバルブあるいは建  
材、建材にしてもいろんな種類があると思うんで  
すね。これは北洋材、南洋材、いろいろ輸入先も  
違うと思うんですけれども、最近、時々聞きます  
のは、輸入していったためにだんだん条件が悪く  
なってきたりして、奥地へ奥地へ進んで輸送コス  
トも高くなってきたりして、そればかりでない、環  
境問題からいろいろ言われて輸入しづらくなって  
きているということが言われますと、やっぱり日  
本の国産材に頼らざるを得ない時代もまた来る。  
もちろん、私は、感覚的な判断ですけれども、

全需要を日本の国で賄ったならば、これは恐らく日本  
の森林はつぶれちゃうんだらうと思うんです。だ  
から、ある程度は外国との協調というのが必要で  
あると思うんですけれども、そういうもう少し一  
般的な、輸入材ということではなくて、もつと分類  
して将来の見通しをしつかり立てて、その上で例  
えば造林するなりということを考えないと、これ  
は一朝一夕で木材ができるわけじゃないんですか  
ら、長い目でそういうことを考えなきゃいけない  
んじゃないのかなと思うんですけれども、その辺  
の研究というのかお考えというのは、林野庁の方で  
何かお考えですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 大変難しい課題だろ  
うと思えます。

率直に言つて、木材というのは植えてから、今  
でございまして杉でさえ五十年ではもう早過ぎる  
と、六十年、七十年というような時代になるん  
ではないか、こういうふうに思われます。そういう  
意味では大変難しいわけではあります、そういう  
観点も決して忘れてはならないわけで、我々には  
きり限り外国の情報を収集して、国内の森林の姿  
というのをつくる際に参考にしていかなければ  
ならない、こういうふうには考えます。

ただ、これまでの外材の輸入の状況というもの  
を非常に大ざっぱに申し上げますと、当初は南洋  
材というのが我が国の輸入の主流を占めていま  
した。それが次第に、南洋における、熱帯地域  
における資源の制約なり、環境問題等もあつたの  
かもしれませんが、徐々に減っていく中で、北米  
材、カナダ・アメリカ材というのが我が国に對す  
る供給の主力になってきた、こういう大きな変化  
がございまして。

現在では、カナダ・アメリカ材、特にアメリカ  
材はかなりの競争力を現実には失っている、いろ  
んな材がございまして、一概に言えませんが、そ  
ういう状況がございまして、今、我が国に對して  
急速にふえてきているというのは北歐、ヨーロッパ  
材であります。  
そういう意味において、我が国は輸入が得意な

方が多いということかもしれませんが、そういう  
意味でいろいろ各地からその時点において最も安  
いものを量を確保して供給する、こういうことに  
たけた方が多いわけでありまして、そういうよう  
な変遷をしてきているというふうな状況でありま  
すし、形態の面でもかつては丸太が主力を占めて  
いたのが、もう丸太は非常に減って製材が中心に  
なっている。今では、全体の量は少ないんです  
が、物すごい勢いでふえておりますのが集成材の  
輸入である、こういうような大きな変化を繰り返  
して、繰り返していかうか、変化の中にございま  
す。

そういう意味において、なかなか先の見通しを  
立てることは難しいというふうに思いますが、先  
生の御指摘になつた点は基本的に重要な観点だ  
と思えます。私ももしつかり勉強したいと思いま  
す。

○岩本荘太君 ほかにも、先ほど小川委員が御質問  
されました、ある時期は森林を公的な管理をする  
という面について、私も大変関心を持っておりま  
して賛成でございまして。資源保護機能年齢とい  
いますか、そういうものを設定して、その期間は森  
林の公益的機能を守るということが大事で、先ほ  
ど市町村の分収林制度があるというふうなあれで  
すけれども、最後の手段だと言いましたけれど  
も、本当にそれをもう発動しなきゃいけないぐら  
いの私は時期にきているんじゃないかと思いま  
す。そういう意味で、これは質問じゃないんです  
けれども、質問がタブリますから質問にいたしま  
せんが、私もそういう考えであるということをお  
し述べさせていただきます。

最後に、大臣、今私が質問いたしました、何で  
もそうなんでしょうけれども、現状認識ですね、  
東京にいて机の上で考えるという以上に現実とい  
うのはバラエティーに富んでいる、これは大臣の  
方がよく御存じだと思えますけれども、林業とい  
うのはそういう面でもさらにバラエティーに富ん  
でいる面があると思えますので、そういうものを  
しっかりと認識して、そして林業行政というのを

やつていただかなきゃいけないと思うんですが、  
その辺の大臣の御決意を一言お願いいたします。  
○国務大臣(武部勤君) 今回の法案は、森林の多  
面的機能の発揮という理念に基づいて施策の展開  
を図っていくことを明示しているわけでございま  
す。

先生からもちょっと遅きに失したんじゃないか  
というふうな御指摘もございましたけれども、い  
ずれにしても、それぞれの先生方からの御議  
論の中にもありましたけれども、やっぱり国民の  
理解と協力、国民の合意ということが非常に重要  
であります。役所の論理ではなくて、国民であり  
ますとか、木材の利用者、消費者、そういった  
方々の要望がどこにあるのか、要求がどこにある  
のかということをしつかり踏まえた行政の執行、  
政策の展開をやつていかなくやならぬ、かように  
存じております。

○岩本荘太君 よろしく願います。

以上で質問を終わります。  
○委員長(太田豊秋君) 三案に對する本日の質疑  
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後四時二十七分散会

第十一号中正誤  
ベシ 段 行 誤 正  
三 九 三 六 驚 異 脅 威  
三 三 一 五 驚 異 脅 威

第十三号中正誤  
ベシ 段 行 誤 正  
三 二 四 終 わり 驚 異 脅 威